

解 説 編

～ 利用上の注意 ～

本編に収録した内容は、原則として平成 26 年（平成 26 年 1 月～12 月）における調査内容を基に作成していますが、調査がないものについては、調査のあった最終年次の内容を基に掲載しております。

ただし、下記項目の一部につきましては、震災以降の動向等を記載するため、平成 27、28 年度の内容の記載があります。

- IV 漁船と漁港・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・平成 28 年度
- VI 水産業協同組合等・・・・・・・・・・・・・・・・平成 28 年度
- VII 漁業制度・・・・・・・・・・・・・・・・平成 28 年度
- VIII 原発事故への対応・・・・・・・・平成 28 年度
- IX 平成 27 年度に講じた水産業振興施策の概要・・・・・・・・平成 27 年度

なお、特筆された場合をのぞき、海面漁業生産量及び生産額の値は、海面漁業経営体の所在地毎に計上された属人統計です。

I 本県の漁業をとりまく概況

1 日本の漁業・養殖業

日本の漁業・養殖業生産量は昭和59年をピークに平成7年頃にかけて急速に減少し、その後は緩やかな減少傾向にあります。平成26年の漁業・養殖業生産量は前年比2.4万トン(0.5%)減の477万トンとなりました。うち海面漁業は前年比18万トン(0.5%)の減少、海面養殖業については前年比1万トン(1.0%)の減少、一方、内水面漁業・養殖業については前年比0.3万トン(5.6%)の増加となっています。

また、平成26年における日本の生産量(479万トン)は世界第7位となっており、前年と同じ順位でした。なお、世界で生産の多い国は、上から中国(7,615万トン)、インドネシア(2,088万トン)、インド(960万トン)となっています(平成27年度水産白書)。

表1 日本の漁業養殖業の生産量

単位:千トン

	昭和60年	平成5年	平成10年	平成25年	平成26年	前年比(%)
合計	12,171.2	8,706.7	6,684.2	4,792.1	4,768.2	99.5
海面漁業計	10,876.9	7,256.1	5,314.8	3,733.9	3,716.1	99.5
遠洋漁業	2,111.3	1,138.6	809.3	395.8	368.8	93.2
沖合漁業	6,497.6	4,256.4	2,923.8	2,187.7	2,249.1	102.8
沿岸漁業	2,268.0	1,861.1	1,581.7	1,150.4	1,098.2	95.5
海面養殖業	1,088.1	1,273.9	1,226.8	997.1	987.6	99.0
内水面漁業・養殖業	206.2	176.7	142.6	61.1	64.5	105.6

注)前年比(%)は平成26年/平成25年

「漁業・養殖業生産統計」

表2 日本の漁業養殖業の生産額

単位:億円

	昭和60年	平成5年	平成10年	平成25年	平成26年	前年比(%)
合計	28,905.5	24,887.9	20,291.5	14,400.6	15,038.0	104.4
海面漁業計	21,919.0	17,169.5	13,386.1	9,480.0	9,666.3	102.0
海面養殖業	5,225.0	6,069.1	5,463.9	4,063.8	4,442.9	109.3
内水面漁業・養殖業	1,761.5	1,649.3	1,441.5	856.8	928.8	108.4

注)前年比(%)は平成26年/平成25年

「漁業・養殖業生産統計」

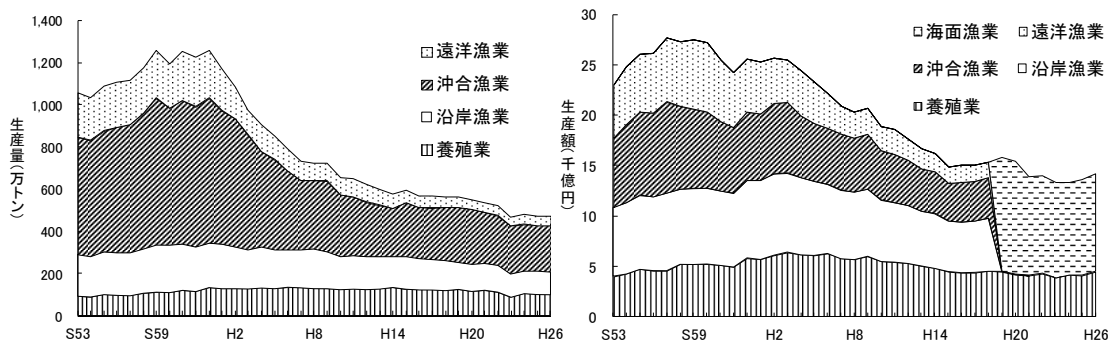


図1 日本の漁業・養殖業の生産量及び生産額の推移

※部門別生産額は平成19年より統計対象外となったため、海面漁業でまとめた。

2 日本の水産物貿易

平成26年の輸入金額は、国内消費の低下等に伴って近年減少傾向にあるものの、前年比4.9%増の1兆6,569億円となりました。主な輸入品目は、えび、かつお・まぐろ類、さけ・ます類等です。輸入相手国は、品目に応じて様々で、平成26年の主な相手先は中国、チリ、アメリカなどとなっています。

平成26年の輸出金額は、前年比5.4%増の2,337億円となりました。これは、スケトウダラやカツオ類の輸出量が減少した一方で、ホタテガイの輸出金額が増加したためです。また、前年と比べサケ・マス類は輸出量で15%増、輸出金額で37%増と大幅に増加しました。

国・地域別では、香港への輸出金額が3割を占め、1位となっています。（平成26年農林水産物輸出入統計、平成26年度水産の動向）

平成26年の	輸入量	: 2,543 千トン	(前年より)	55 千トン	2.2%増)
	輸入額	: 16,569 億円	(前年より)	772 億円	4.9%増)
	輸出量	: 471 千トン	(前年より)	▲81 千トン	14.7%減)
	輸出額	: 2,337 億円	(前年より)	121 億円	5.4%増)

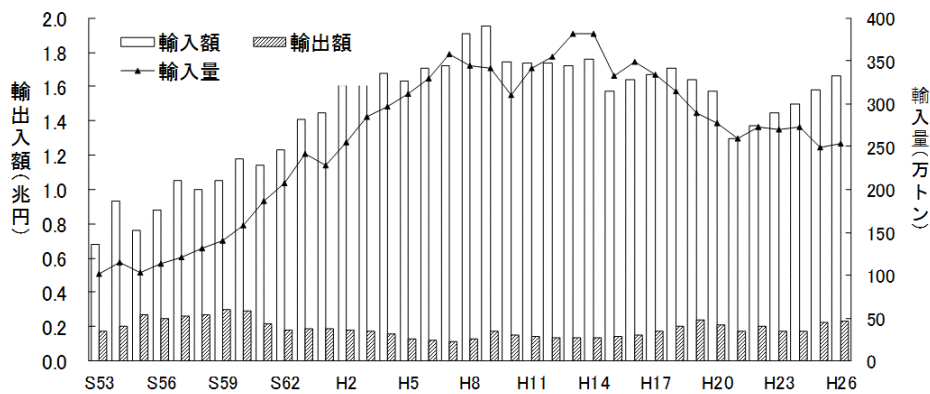


図2 日本の水産物輸出入額と輸入量の推移

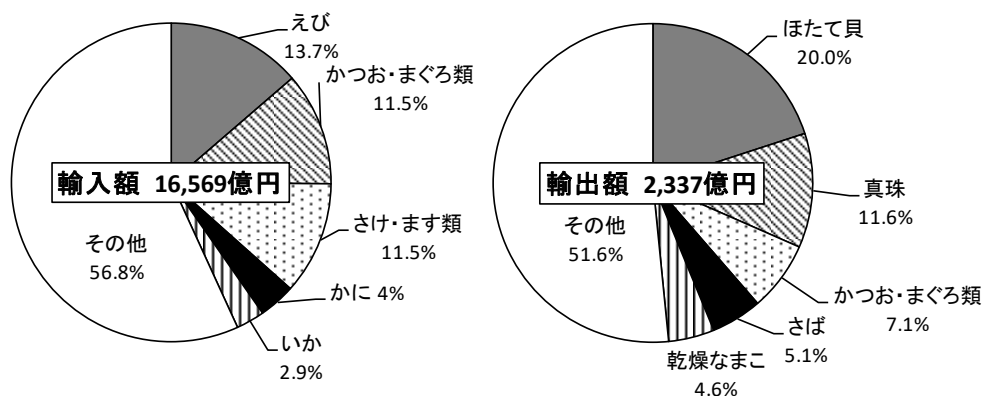


図3 日本の水産物輸入品目別割合(平成26年)

3 茨城県の水産業の概況

(1) 茨城県における水産業の位置付け

平成 25 年度における本県の県内総生産はおよそ 11 兆 5,100 億円（前年比 1.1%減）であり，そのうち一次産業は 2,400 億円を占めます。さらに，水産業の総生産は約 103 億円で，県内総生産の 0.1%となり，県全体に占める割合は大きくありませんが，漁業が盛んな沿海地域では主要産業として重要な位置を占めています。

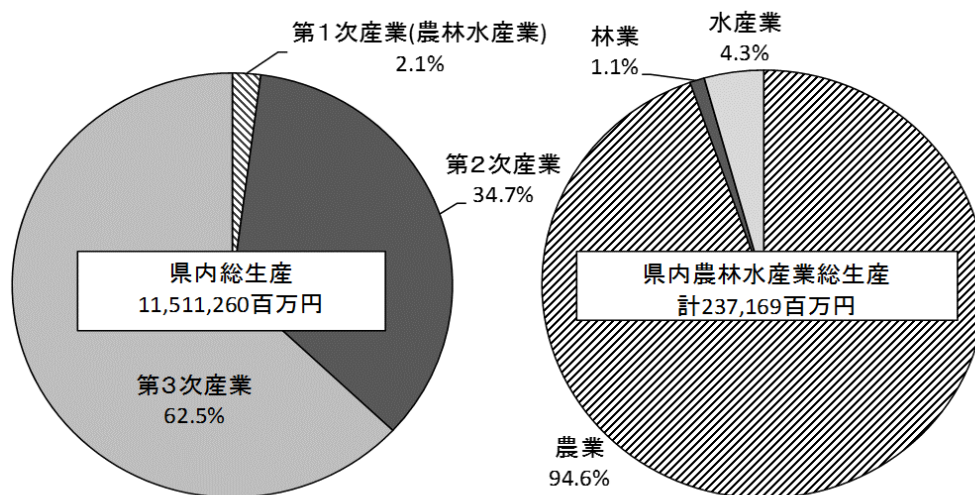


図4 県内総生産に占める農林水産業の割合および農林水産業に占める水産業の割合(平成25年)

なお，平成 23 年 3 月 11 日に発生した震災により，本県水産業は甚大な被害を受けました。被害額は，漁港・漁場・海岸施設被害で約 427 億円，共同利用施設など水産関連施設で約 157 億円，漁船被害で約 44 億円，漁具等の被害で約 22 億円，水産物の加工製品などの被害で約 9 億円となり，総被害額は約 660 億円となっています（茨城県「東日本大震災の記録～地震・津波災害編～」）。

(2) 海面

茨城県の海は，沖合では親潮と黒潮が交錯して流れ，沿岸ではこれら海流から波及する水と沿岸水が混合する水域となっています。そのため，さば，まいわし，かたくちいわし，さんま，しらす，いかなご，つのがしおきあみ等の寒流性，暖流性両方の魚類の好漁場が形成されています。また，茨城県の海岸線は南北に約 190km にも及び，湾入部のほとんどない単調な地形ですが，概ね，県中央部に流れる那珂川を境に，北は磯場であわび等の，南は砂浜で二枚貝（鹿島灘はまぐり，ほっきがい）の漁場となっています。さらに沿岸域に分布する天然礁は，すずき，ひらめ，かれい等の魚類の漁場となっています。

茨城県では，多様な環境に適応した様々な漁業が営まれています。遠洋・沖合漁業では大中型まき網，沖合底びき網等が，沿岸漁業では船びき網，小型底びき網，刺網，釣，はえ縄，採貝等が代表的な漁業です。一方，養殖業は海岸線が単調で湾などがなく静穏

域が確保されにくいため、陸上施設でのあわび養殖等が行われているのみとなっています。

平成 26 年の海面漁業生産量は前年比 45.0%増の 22 万 3 千トンとなりました。海面漁業生産量の全国順位は 3 位となり、品目別では「さば類」および「まいわし」の生産量が、3 年連続で 1 位となっております。生産額については、前年比 19.9%増の 227 億円で、東日本大震災以前の水準に回復しました。主要な漁獲物が単価の安いさば類やいわし類であるものの、全国順位は 14 位（前年 17 位）と生産量の順位に比べ低くなっています。

主な漁業地区は、北から平潟、大津（北茨城市），久慈（日立市），那珂湊（ひたちなか市），大洗（大洗町），鹿島（鹿嶋市），波崎（神栖市）の 7 地区であり、各地区の主要な漁業種類は次のとおりです。

平潟（底びき網，沿岸漁業）	大津（大中型まき網，沿岸漁業）
久慈（底びき網，沿岸漁業）	那珂湊（底びき網，沿岸漁業）
大洗（沿岸漁業）	鹿島（沿岸漁業）
波崎（大中型まき網，沿岸漁業，内水面漁業）	

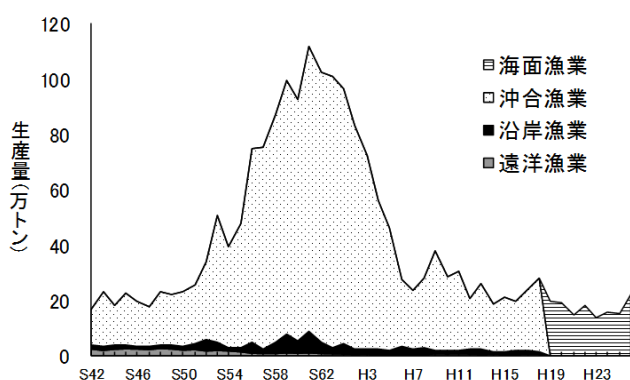


図5-1 海面漁業生産量の推移
※部門別生産量は平成19年より統計対象外となったため、海面漁業でまとめた。

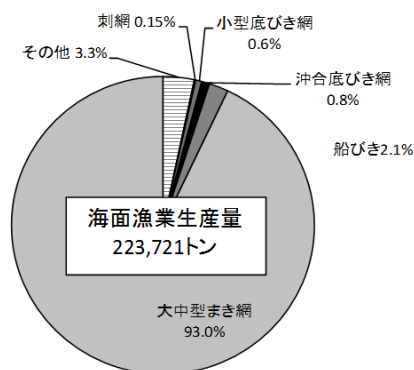


図5-2 各漁業種別生産量の割合

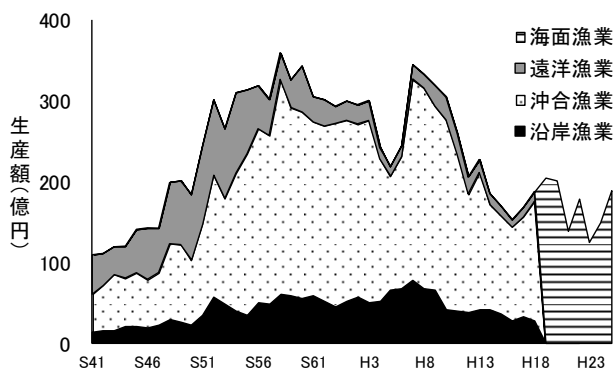


図6 海面漁業生産額の推移
※部門別生産額は平成19年より統計対象外となったため、海面漁業でまとめた。

表3 海面漁業生産量と順位(平成26年)

順位	1	2	3	4	5
都道府県	北海道	長崎	茨城	静岡県	三重
生産量(トン)	1,103,885	240,390	223,721	197,137	183,420

「漁業・養殖業生産統計」

表4 海面漁業生産額と順位(平成26年)

順位	1	2	3	4	5	14
都道府県	北海道	長崎	静岡県	岡山	宮城	青森
生産額(億円)	2,636	638	509	472	382	227

「漁業・養殖業生産統計」

(3) 霞ヶ浦北浦

茨城県の南部に位置する霞ヶ浦は、琵琶湖に次ぐ国内第2位の面積(167.63 km²)を、隣接する北浦は国内第15位の面積(35.16 km²)を有しています。海跡湖であることから、平均水深は約4m、最大水深でも7mと極めて浅い湖です。

霞ヶ浦北浦は古くから漁業が盛んな湖であり、漁船漁業としてはわかさぎ・しらうおひき網(通称:トロール, 底びき網の一種), いさぎ・ごろひき網(通称:横ひき網, 底びき網の一種), 張網(定置網の一種)等が営まれています。漁船漁業で漁獲される主な魚介類は、わかさぎ, しらうお, えび類, はぜ類(地方名称:ごろ), こい, ふな等であり、特にわかさぎは霞ヶ浦北浦のシンボリックな存在となっています。平成26年における霞ヶ浦北浦の漁業生産量は、860トンと前年比8%減となっています。

養殖業としては、網いけす養殖(小割式養殖)と淡水真珠養殖が営まれています。網いけす養殖では、こい, ふな, アメリカナマズ等の養殖を行っています。こい養殖については、平成15年以降コイヘルペスウイルス(KHV)病の発生により休止されましたが、KHV病耐性コイの生産技術の開発などにより、平成21年4月から再開されました。平成26年におけるこい養殖生産量は1,096トンとなっています。

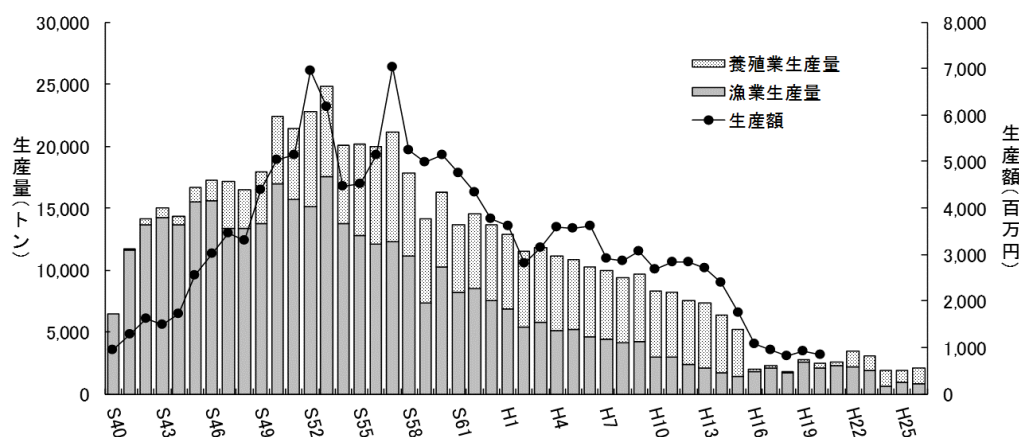


図7 霞ヶ浦北浦の生産量と生産額の推移
※生産額は平成21年より統計対象外

(4) 内水面

茨城県には利根川や那珂川，久慈川等大小合わせて 227 の河川と，潤沼や牛久沼等の湖沼があり（霞ヶ浦北浦及び外浪逆浦は除く），しじみ（潤沼川，潤沼），あゆ（那珂川，久慈川），ふな（利根川）などを対象とした漁業が営まれています。特にしじみは全国でも有数の産地となっています。平成 26 年における内水面漁獲量は，前年並みの 1,492 トン（霞ヶ浦北浦は除く）となっています。

また，県北部や筑波山麓などの山間地域では，主にます類の養殖が行われています。

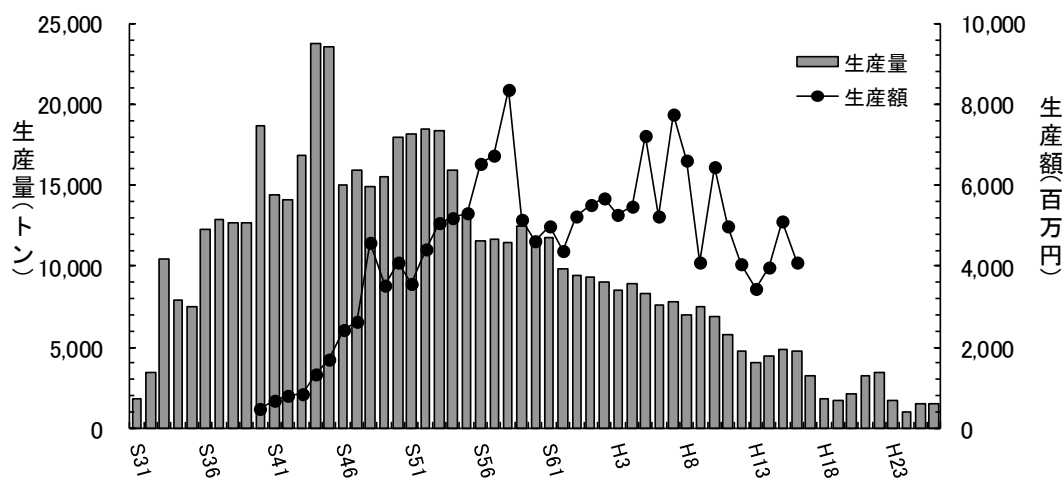


図8 内水面漁業生産量の推移（霞ヶ浦北浦除く）
※生産額は平成21年より調査対象外

表5 平成26年内水面漁業の全国順位（霞ヶ浦北浦含む） 単位：トン

順位	1	2	3	4	5
都道府県	北海道	青森	島根	茨城	岩手
漁獲量	11,238	5,388	3,731	2,352	1,117

「漁業・養殖業生産統計」

●資料編 1-2, 2-10~2-12

II 漁業生産

1 海面漁業 — 漁業生産（属人）の動向 —

本県海面漁業における生産量は、主に大中型まき網漁業により漁獲される、さば類やいわし類といった多獲性魚類の豊凶で大きく変動します。漁業生産量の動向としては、昭和40年以降は20万トン前後で推移してきましたが、昭和53年から55年までのさば類の豊漁や、昭和55年以降のまいわし資源の急増によって増加し、昭和61年には112万トンまで達しました。その後、まいわし資源が大きく減少したことなどにより、近年の生産量は20万トン前後となっています。平成23年は震災の影響で生産量が落ち込みましたが、平成26年の生産量は22万4千トン、生産額は227億円まで回復しました。

表6 茨城県の海面漁業生産量及び生産額

単位:トン,百万円

	平成10年	平成15年	平成20年	平成24年	平成25年	平成26年	前年比(%)
生産量	284,137	212,810	191,010	155,112	154,314	223,721	145.0
生産額	30,449	16,985	20,075	14,917	18,893	22,655	119.9

注)前年比(%)は平成26年/平成25年

「漁業・養殖業生産統計」

●資料編 2 - 1 ~ 2 - 4

(1) 各漁業部門と漁業種類別の動向

① 遠洋漁業

かつお・まぐろ漁業は、200海里等国際的な漁業規制の強化や2度にわたるオイルショック等により厳しい経営を余儀なくされたため、昭和56~58年及び62年に自主減船を実施しました。また、母船式さけ・ます流し網漁業は、旧ソ連の200海里漁業水域の設定、さけ・ます母川回帰主義の台頭による操業水域の規制や漁獲量の大幅削減、日ソ漁業協定に基づく漁獲割当ての大幅な削減により、昭和52年と61年に自主減船を実施しました。さらに、平成5年には公海流し網漁業が禁止されたことに伴ういか流し網漁業の消滅があり、生産量・生産額ともに大きく落ち込みました。その後、生産量は若干回復し、平成9年以降は横ばいに推移していました。生産額は平成10年まで回復傾向が見られましたが、再び減少し、平成15年以降、横ばいに推移しました。なお、平成18年以降は部門別集計が統計対象外となりました。

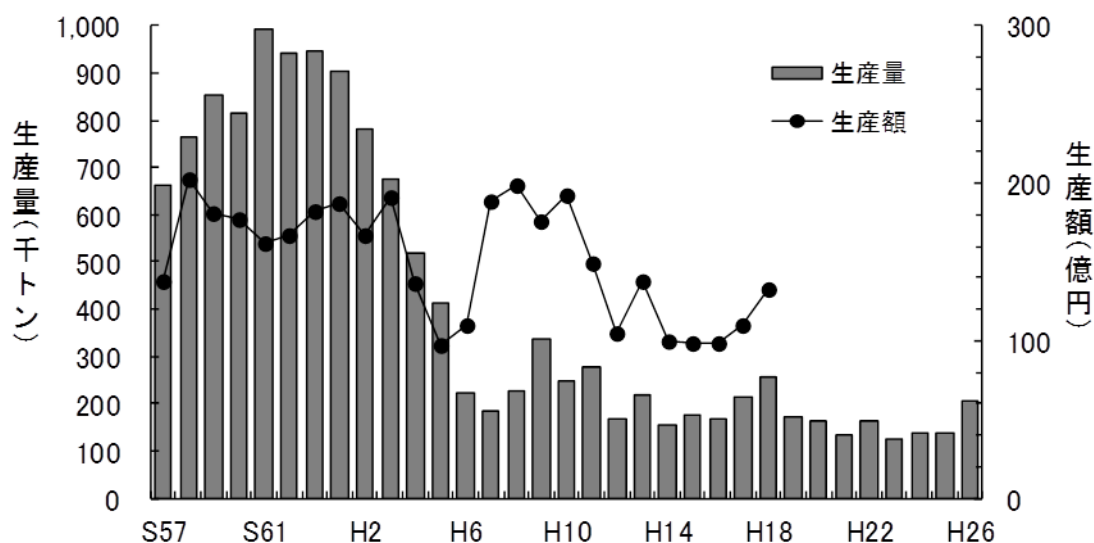
② 沖合漁業

【大中型まき網漁業（1 そうまき網その他）】

大中型まき網漁業は本県の基幹漁業であり、平成26年の生産量は207,972トン（前年比51.6%増）で、本県の海面漁業生産量の93.0%を占めています。また、平成25年（漁業センサス）における経営体数は13経営体となっています。

大中型まき網漁業の主な対象魚種である、さば類やまいわし、まあじでは、水産資源の持続的な利用を図るため、平成9年以降、漁獲可能量（TAC）制度による資源管理が実施されています。さらに、平成23年以降実施している資源管理計画等による取り組みにより、まさば資源は回復基調となっています。

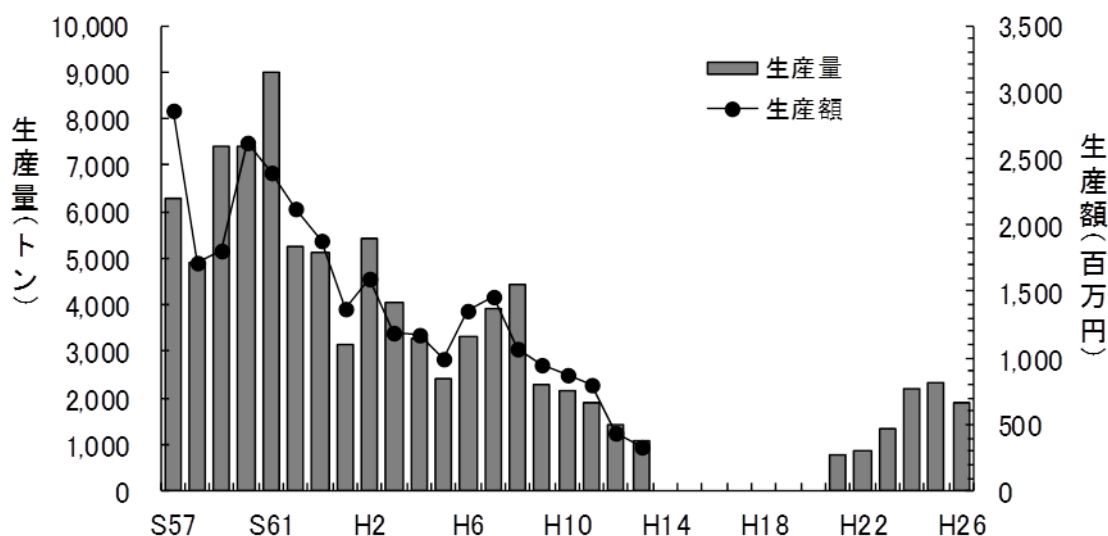
震災後、本県まき網漁船は平成 23 年 3 月 28 日に一部の経営体が銚子沖で操業を再開しました。その後、一時的な休漁があったものの順次操業を再開し、津波被害を受けた漁船の新船建造が完了した平成 24 年 2 月には、全ての経営体で操業が再開されました。



【沖合底びき網漁業】

沖合底びき網漁業は、いか・たこ類や底魚類を対象とし、平成 26 年における生産量は 1,894 トン（前年比 18.7%減）で、本県の海面漁業生産量の 0.8%を占めています。また、平成 25 年(漁業センサス)における経営体数は 7 経営体となっています。

震災後、沖合底びき網漁船は、最も早い船では平成 23 年 3 月 28 日から銚子沖で操業を再開しました。しかし、原発事故の影響により、平成 23 年 9 月からは北緯 36 度 38 分（日立市川尻付近）以北海域での操業を自粛してきました。その後、平成 27 年 2 月に同海域のひらめの規制が解除となり、平成 27 年 9 月以降は、自粛区域を縮小し、北緯 36 度 47 分（北茨城市磯原付近）以北としています。



③沿岸漁業

本県沿岸海域には、季節や海況によって寒暖両方の資源が来遊します。そのため、本県の沿岸漁業では、船びき網や底びき網、刺網、ひき縄釣り等の多様な漁法が発達し、漁業者はその時々々の海況に応じた漁業種類を選択して操業しています。なお、主な沿岸漁業の主要漁期と主な漁獲対象は表7のとおりです。

表7 主な沿岸漁業の主要漁期

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
主漁業・主魚種・漁期	船 び き 網											
	(さより) (おきあみ) (しらす)											
	← (いかなご) →											
	流し網 (いなだ・たい)						固定式刺網 (ひらめ・かれい)					
えび板びき網 (さるえび)				せん・かご (あなご・ばい)								
貝 け た 網 (鹿島灘はまぐり・ほっきがい)												
ひらめ						一本釣・ひき縄釣り かつお・めじ・いなだ ひらめ						

【船びき網漁業】

船びき網漁業による平成26年の生産量は4,605トン（前年比12.4%減）で、本県の海面漁業生産量の2.1%を占めています。4.9トンの小型船が多いため生産量は多くありませんが、経営体数は215経営体（平成25年 漁業センサス）で、全経営体数の50%強を占める本県主要漁業の一つです。

船びき網漁業の主な漁獲対象種は、しらす、いかなご、おきあみ等の回遊性資源です。その来遊量の多寡は海況条件に強く影響されることから、本漁業の生産量及び生産額は大きく変動します。なお、平成以降は、春季に親潮系冷水の差し込みが弱い海況の年が多いため、暖水系資源であるしらすが主な漁獲対象となっています。

震災後、休漁などを余儀なくされましたが、県北部の船びき網漁業は、平成24年の試験操業を経て、平成25年5月から本格的に操業が再開されました。

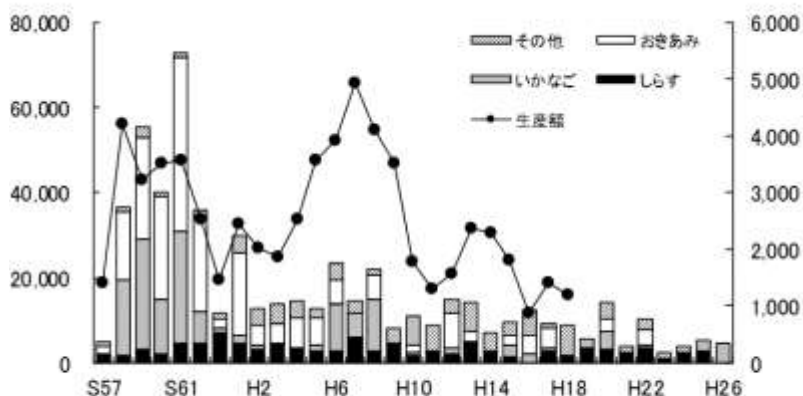


図11 船びき網漁業の生産量の推移

※生産額は平成19年より統計対象外

※平成26年は魚種別の統計値が未発表のため合計値を表示

【小型底びき網漁業】

小型底びき網漁業には、網口開口板を使用した板びき網漁業（5トン以上15トン未満船）、えび板びき網漁業及び自家用餌料板びき網漁業（5トン未満船）と、貝けた網を用いる貝けた網漁業の4種類があります。平成26年における生産量は1,450トン（前年比29.6%減）で、本県の海面漁業生産量の0.6%を占めています。経営体数は154経営体（平成25年 漁業センサス）となっています。

各漁業の主な漁獲対象種は、板びき網とえび板びき網漁業では、ひらめ、かれい類などの底魚類、たこ・いか類、えび等で、貝けた網漁業では、鹿島灘はまぐり、ほっきがいの二枚貝類です。

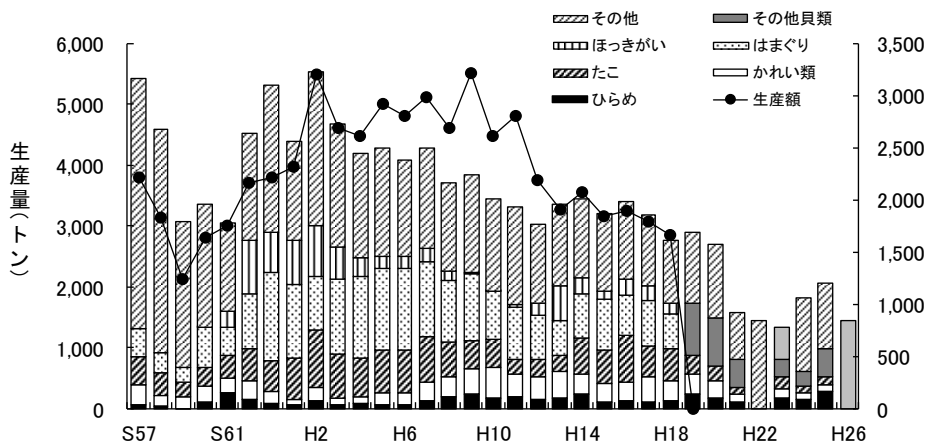


図12 小型底びき網漁業の生産量と生産額の推移

※生産額は平成19年より統計対象外
 ※平成19年からはまぐりとほっきがいはその他貝類でまとめた
 ※平成22年は魚種別の統計値がないため合計のみを表示
 ※平成25年は魚種別の統計値が未発表のため合計値を表示

【刺網漁業】

沿岸で操業されている刺網漁業には、網を潮の流れにまかせる流し網漁業と網を固定して設置する固定式刺網漁業の2種類があります。主な漁獲対象は、流し網では、ぶり類、たい類等、固定式刺網ではひらめ、かれい類等です。平成26年における生産量は343トン（前年比23.1%減）となっております。

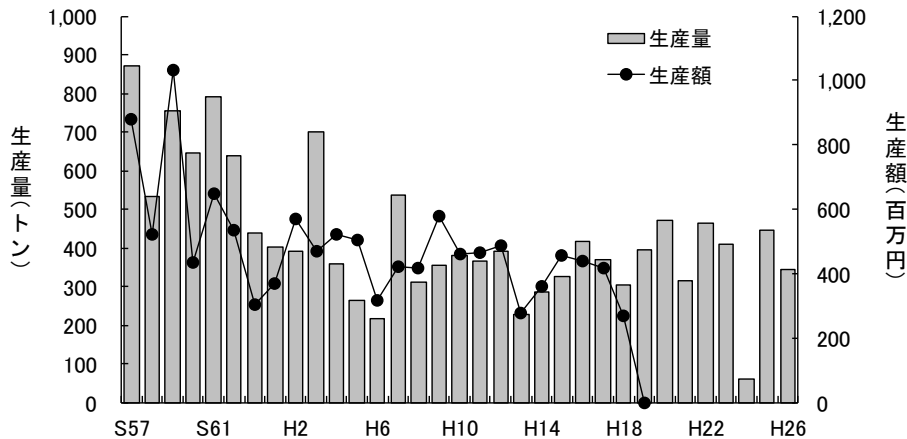


図13 刺し網漁業の生産量と生産額の推移

※生産額は平成19年より統計対象外

(2) 主な魚種別の生産量と生産額

平成26年の主な魚種別漁獲量は、大中型まき網漁業により漁獲されるさば類、まいわしの2種で漁業生産量の86.5%を占めています。一方、魚種別生産額は、漁獲量の多いさば類、まいわしのほかに、単価の高いするめいか、しらす、ぶり類の割合も高く、この5種で漁業生産額の74.8%を占めています。

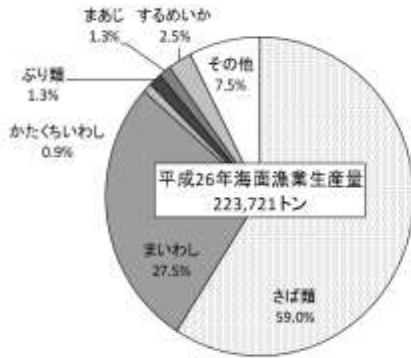


図14-1 漁業種別生産量の割合

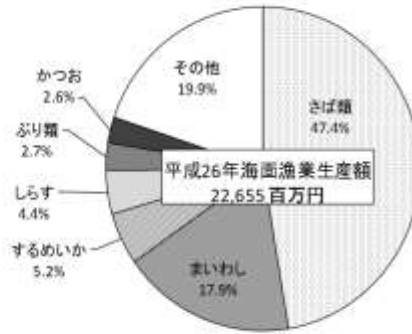


図14-2 漁業種別生産額の割合

●資料編 2-3, 2-4

(3) 栽培漁業対象種の実産量と生産額

本県の栽培基本計画に位置付ける栽培漁業対象種は5種（すずき、ひらめ、そい類、あわび、鹿島灘はまぐり）です。栽培漁業対象種の合計生産量は、平成5年をピークに漸減しており、平成26年の生産量は計580トン（鹿島灘はまぐり、そい類の漁獲量を含まない）で、海面漁業生産量のわずか0.26%にすぎませんが、生産額では計6億300万円、漁業生産額の2.6%を占めています。

栽培漁業対象種のうち、すずきについては回収率が低調で経済効果が低いため、平成23年より種苗の生産、放流を休止しました。また、ひらめについては栽培漁業協会による種苗放流に加え、30cm未満の小型魚保護を中心とした資源管理が行われています。

鹿島灘はまぐりについては、平成19年から国による統計数値が未公表となりましたが、平成18年時点の生産量は579トンと全国第1位の生産を上げ、生産額でも6億7,200万円と沿岸漁業生産額の23.3%を占める重要資源となっています。そのため、漁業者は資源を持続的に利用することを目的に、自主的に操業日及び操業時間の規制、水揚金額のプール化等を内容とする資源管理型漁業を実践しています。しかし、近年資源のまとまった発生が見られなかったため、県水産試験場による集計では、平成27年の漁獲量は103トンまで減少しており、資源の回復が強く望まれています。

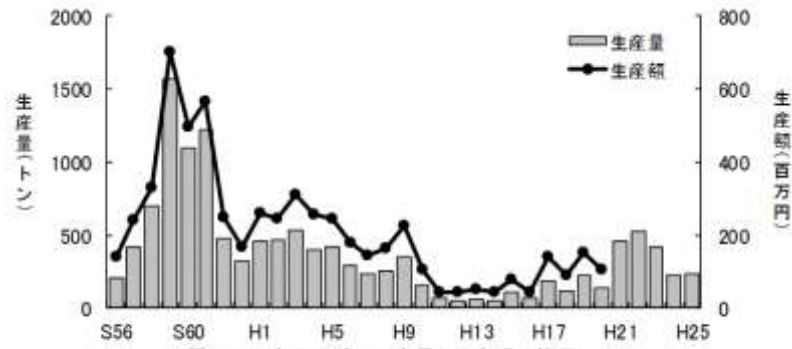


図16-1 わかさぎの生産量と生産額の推移

※生産額は平成21年より統計対象外

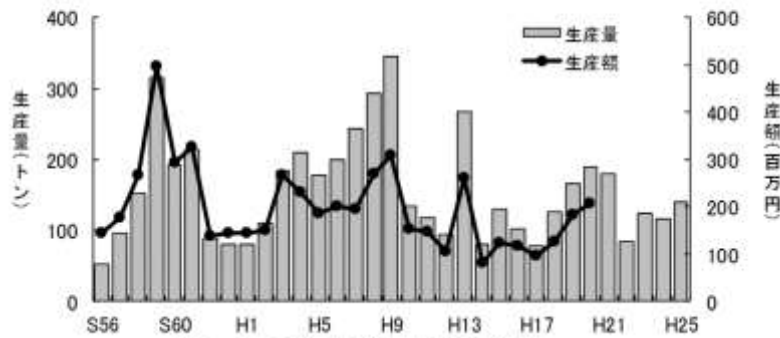


図16-2 しらおの生産量と生産額の推移

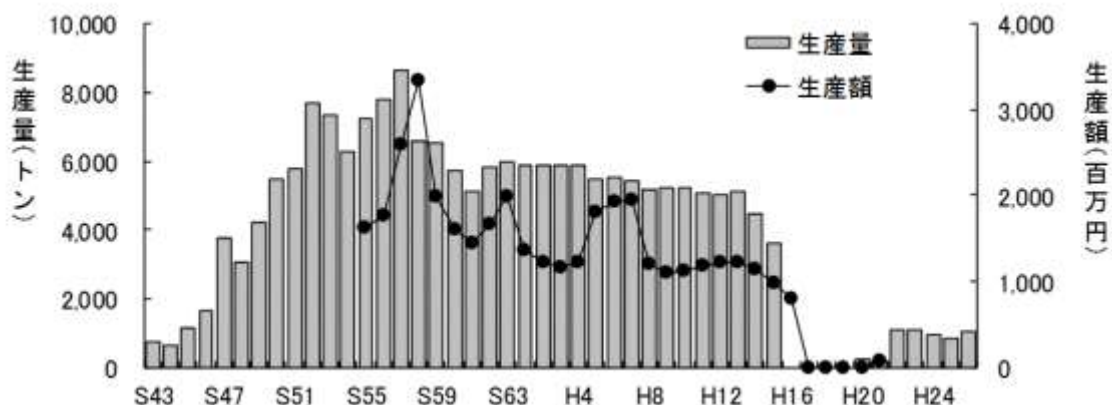
●資料編 2-5~2-8

(2) 養殖業の動向

① 小割式養殖業

昭和40年代初めに導入されたこいの小割式（湖内にいけす網を設置する）養殖業は、陸上池よりも施設の経費が少なく、多量に飼育することができるという利点から急速に普及し、全国一の生産をあげるようになりました。

こいの生産量は、昭和57年に最高の8,640トンを記録しましたが、その後は、魚価の低迷による転廃業や需要動向に見合った適正な生産規模への移行等により減少傾向にありました。平成15年以降、コイヘルペスウイルス（KHV）病の発生によりこい養殖は休止されていましたが、KHV病耐性コイの生産技術の開発などにより、平成21年4月から再開され、平成26年における生産量は1,045トンで、全国1位となっています。



●資料編 2-9

②淡水真珠養殖業

霞ヶ浦及び霞ヶ浦流入河川の河口付近では、「いけちょうがい」による淡水真珠養殖業が営まれています。平成26年における淡水真珠の収穫量は73kgで、全国1位となっています。

3 内水面漁業・養殖業（霞ヶ浦北浦を除く）

（1）漁業

霞ヶ浦北浦を除く湖沼や河川では、しじみ、あゆの主要2種が全体の生産量の8割以上を占めています。湖沼及び湖沼川（那珂川水系）ではしじみが、那珂川、久慈川ではあゆが、鬼怒川を含む利根川ではふな等が漁獲対象になっています。

近年の内水面漁業生産は、護岸整備等による魚類の生息環境の変化や、カワウ、外来魚による食害等により、減少する傾向にあります。平成26年の漁獲量は前年並みの1,492トン（霞ヶ浦北浦除く）となっています。

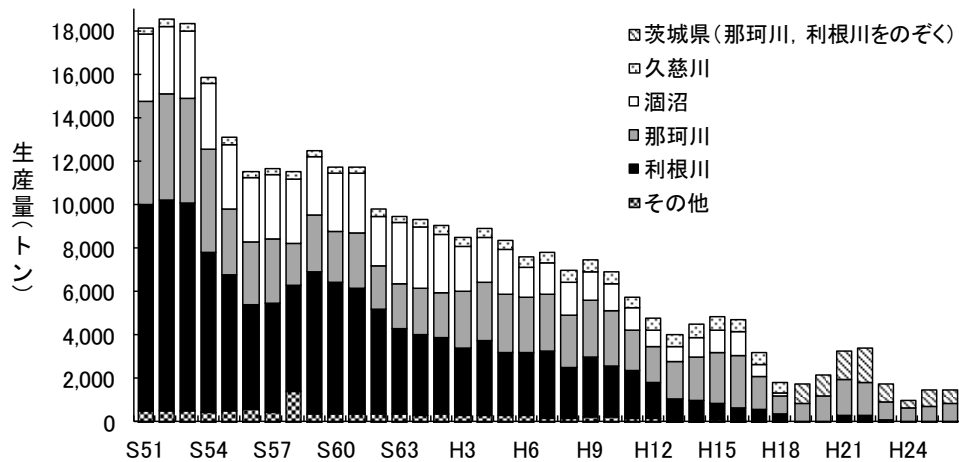


図18 内水面漁業の河川(湖沼)別生産量の推移

※平成19年、20年の利根川、および平成19年以降の久慈川、湖沼の生産量は統計値未発表のため茨城県でまとめた

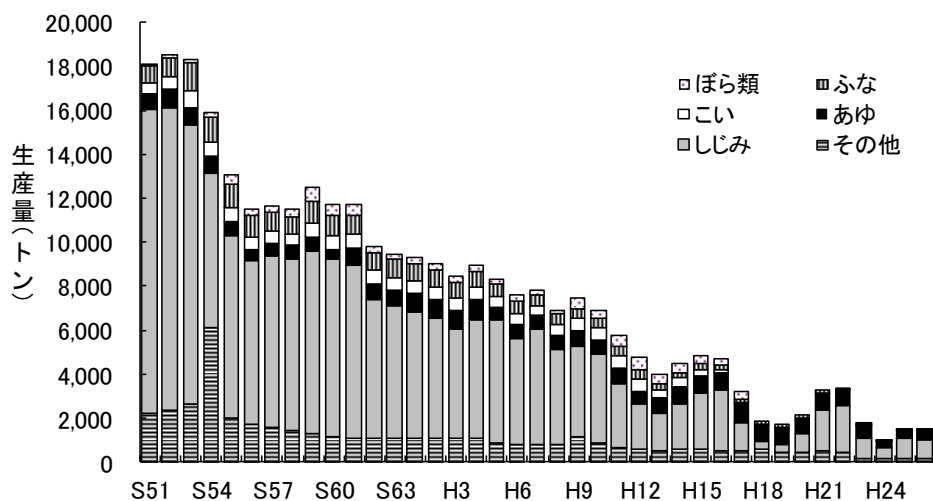


図19 内水面漁業の魚種別生産量の推移

※平成19年以降、ぼら類はその他にまとめた

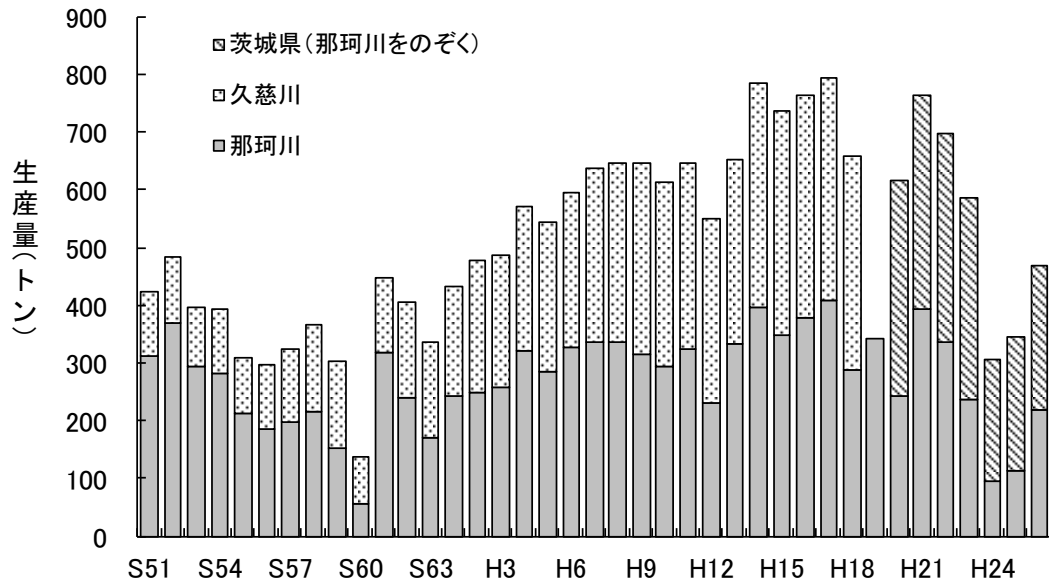


図20-1 主要河川別あゆの漁獲量の推移
 ※平成19年以降、久慈川の漁獲量は統計値未発表のため、茨城県でまとめた

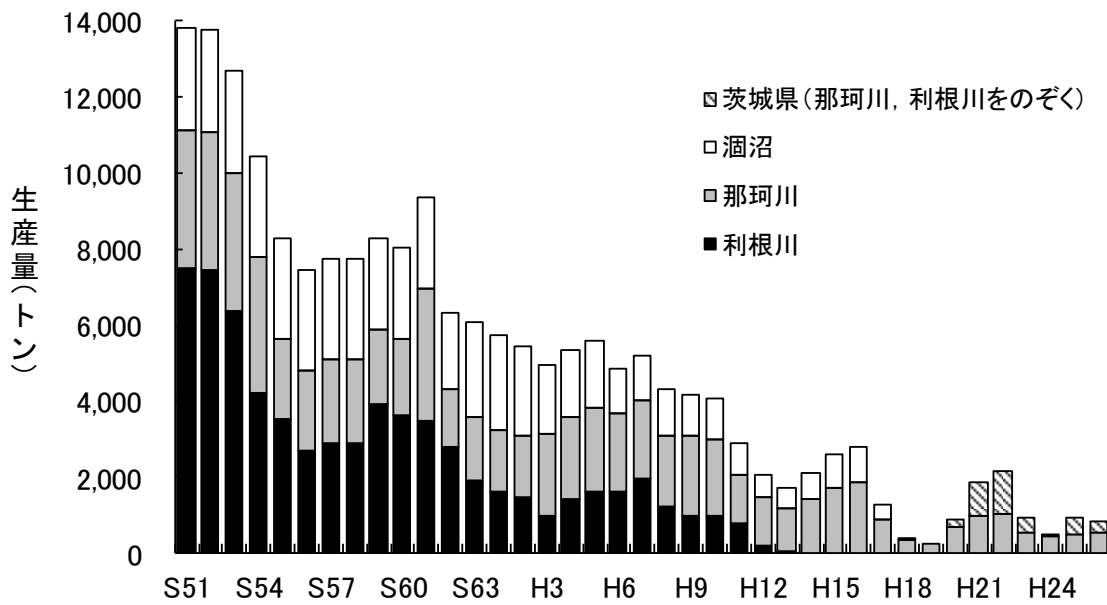


図20-2 主要河川(湖沼)別シジミの漁獲量の推移
 ※平成19年以降の涸沼および平成19、20年の利根川の生産量は統計値未発表のため、茨城県でまとめた

●資料編 2-10~2-12

(2) 養殖業

県北部や筑波山麓などの山間部では、にじます、やまめ等のます類などが養殖されています。平成26年の内水面養殖生産量は3トンです。

●資料編 2-10

Ⅲ 漁業就業構造と漁業経営

1 経営体及び漁業就業者の動き

(1) 海面

①経営体数

海面漁業の経営体数は減少傾向が続いています。特に沿岸漁業においては、漁業後継者不足や漁業就業者の高齢化等により経営体数が減少傾向にあります。平成25年の本県経営体数は413経営体で、内訳は、沿岸漁業が375経営体で全体の90.8%を占め、遠洋漁業は2経営体、沖合漁業は36経営体です。413経営体のうち個人経営体は391経営体で、うち後継者がいない割合は69.6%となっています。

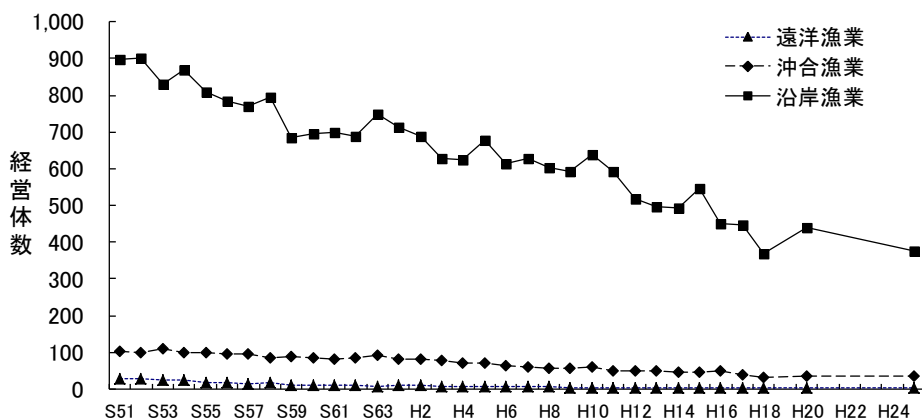


図21 海面漁業の部門別経営体数の推移
 ※平成19年は統計対象外
 ※平成20年以降は漁業センサス

【沿岸漁業における営んだ漁業種類別経営体数】

沿岸漁業を営んだ経営体数は、しらすやいかなご、おきあみを漁獲対象とする船びき網漁業が178経営体で、沿岸漁業経営体数(375経営体)の47.5%を占めています。

【漁船階層別経営体数】

漁船階層別経営体数は、沿岸漁業の中心である3~5トン階層が多くを占めています。

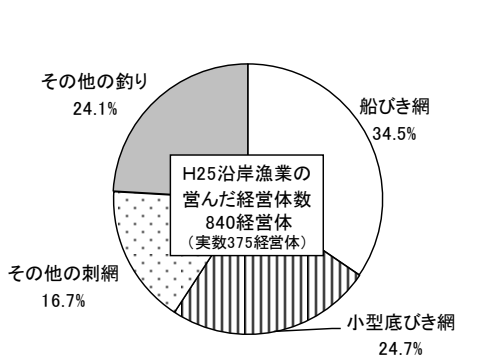


図22 沿岸漁業の営んだ漁業種類別経営体数割合

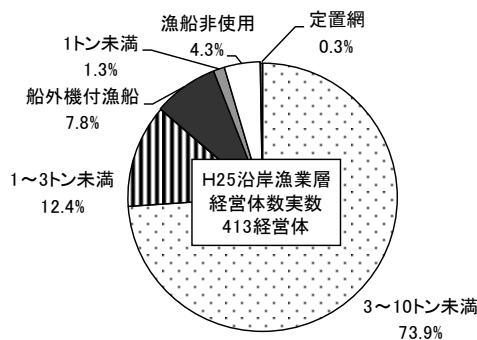


図23 沿岸漁業層経営体数の割合

②漁業就業者数

本県の海面漁業就業者数の推移は、昭和50年代から平成10年代半ばにかけて減少傾向でしたが、それ以後近年はほぼ横ばいとなっています。

自営の漁業就業者の多くは、船びき網漁業や小型底びき網漁業などの沿岸漁業を営んでいます。自営の漁業者は、生産量、生産額の減少や高齢化によって廃業、引退する者がいるなかで、漁家子弟による経営の継承以外に、新規参入は殆どないことから、昭和50年代以降、平成10年代半ばまで減少しました。一方、雇われの就業者の多くは、まき網漁業などの乗組員となっています。遠洋、沖合漁業は、200海里等国际的な漁業規制、オイルショック、資源の減少により経営が厳しくなったため、昭和50年代から経営体数は減少傾向となっており、雇われの就業者も同様に減少しましたが、平成10年以降は、ほぼ横ばいとなっています。

平成25年の海面漁業従事者は1,435人（前回調査年（平成20年）比7.5%減）で、60歳以上の漁業就業者は39%を占め、前調査年より3.3ポイント増加しています。

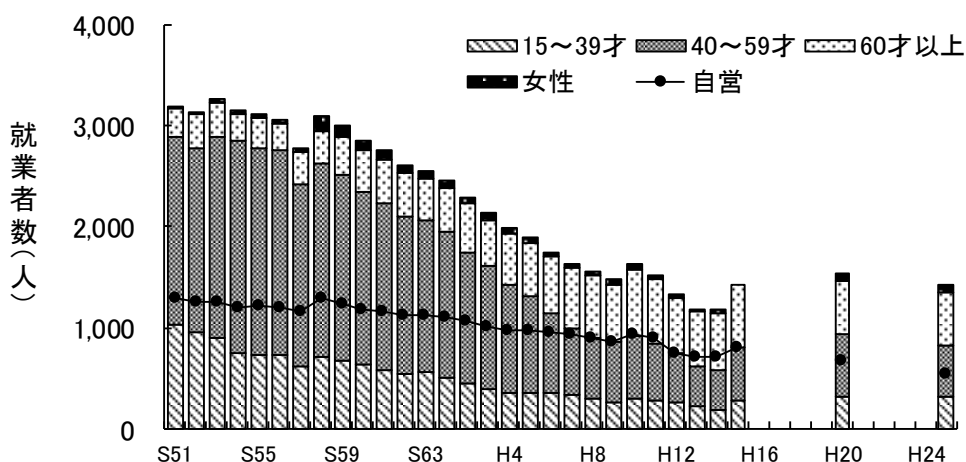


図24 年齢階層別、自営・雇われ別海面漁業就業者の推移

※平成15年から漁業センサスによる値(5年毎公表)であり、統計手法が異なることから過去の値と直接比較はできない。

(2) 霞ヶ浦北浦

① 経営体数

漁船漁業では農業等を営むかたわら漁業を営む兼業経営体が大半を占めています。一方で養殖業では専業経営体が主体となっています。

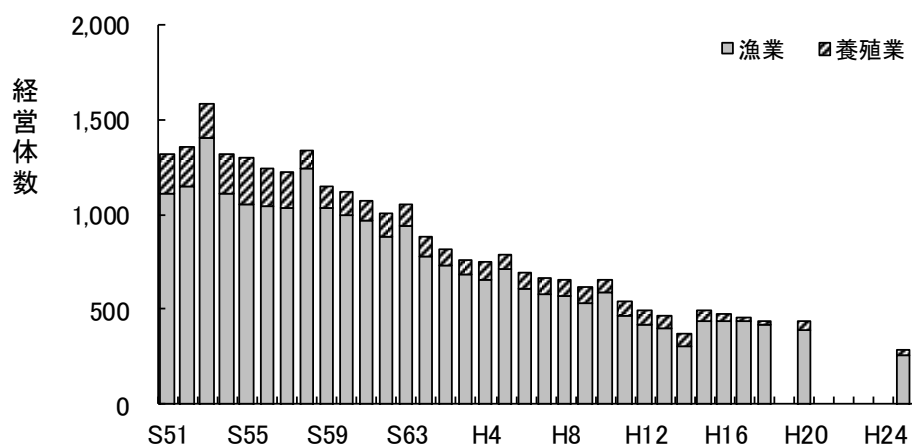


図25 霞ヶ浦北浦の漁業・養殖業経営体数の推移

※平成19年は調査対象外

※平成20年以降は漁業センサス

【漁業種類別経営体数】

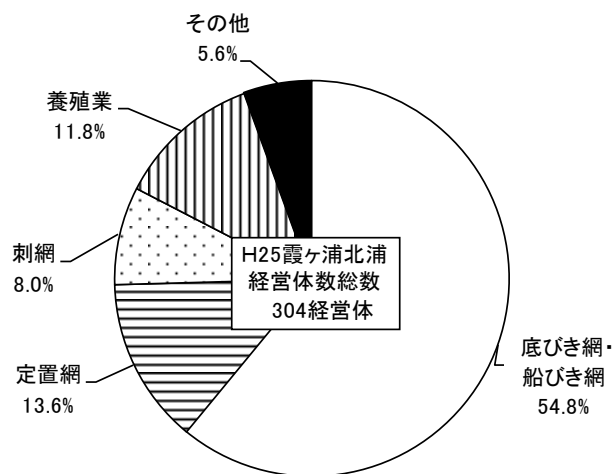


図26 霞ヶ浦北浦の主な漁業種類別経営体数割合

VI 水産業協同組合等

1 水産業協同組合

水産業協同組合は、各種事業を通じて組合員の生産と生活の向上に寄与するとともに、漁村における地域社会の中核として多様な役割を担っています。

平成26年度末の組合数は、地区漁協が沿海地区10、霞ヶ浦地区2、北浦地区2、内水面地区15と業種別漁協3、水産加工協8の計40となっています。

地区漁協の事業実施状況は、沿海地区と霞ヶ浦北浦及び内水面地区では大きく異なっています。沿海地区の多くの組合は、購買・販売・共済事業を実施していますが、霞ヶ浦北浦及び内水面地区の大部分の組合では、指導事業が主体となっています。

本県の漁協は総じて規模が零細で、漁業不振等に伴う取扱い事業量の減少、組合員数の減少等により、その経営は厳しい状況が続いております。

(1) 共同利用施設

平成23年3月の東日本大震災により、漁協等が所有する共同利用施設が多数被害を受けました。特に市場施設、製氷施設、漁具倉庫といった組合の基本機能を担う施設が多く含まれ、被害を受けたのは沿海の10漁協が128施設、その他加工協や漁連等の施設が38施設の計166施設にのぼりました。

被災した施設は平成25年度までに概ね復旧しており、平成28年度に漁連の施設1件が復旧する見込みです。

表14 震災による共同利用施設の被災および復旧状況

漁協等	被災の概況		復旧件数					
	施設数	被災施設	H23	H24	H25	H26	H27	H28 (見込み)
平 潟	6	市場製氷施設等	13	2	1	0	0	0
大 津	26	市場製氷施設等	22	1	0	0	0	0
川 尻	7	市場漁具倉庫等	2	0	0	0	0	0
久 慈 町	10	市場漁船修理施設等	2	0	0	0	0	0
(会 瀬)	5	市場漁具倉庫等	1	0	0	0	0	0
(河 原 子)	5	市場漁具倉庫等	1	0	0	0	0	0
久 慈 浜 丸 小	6	市場漁船修理施設等	1	0	0	0	0	0
磯 崎	8	市場漁具倉庫等	10	0	0	0	0	0
那 珂 湊	14	冷凍冷蔵施設漁船修理施設等	12	1	1	0	0	0
大 洗 町	21	漁具倉庫漁船修理施設等	14	0	0	0	0	0
鹿 島 灘	9	市場漁具倉庫等	13	1	0	0	0	0
は さ き	11	市場製氷施設等	9	0	0	0	0	0
そ の 他	38	市場製氷施設給油施設等	21	2	1	0	0	1
計	166		121	7	3	0	0	1

※復旧件数は、県が助成し機能が復旧した施設及び機器数を計上。

※同一施設に複数の機器がある場合、復旧見合わせ等により、被災施設数と復旧件数は一致しない場合がある。

※このほか、復興交付金事業や単独復旧事業は復旧件数に未計上。

(2) 合併等による漁協の再編（沿海地区）

漁協が、水産物の安定供給をはじめ、ますます多様化する水産業の諸課題に引き続き対応していくためには、漁協合併等による経営基盤の強化や事業コストの削減が不可欠となっています。

このため、漁協系統では、平成11年に漁協合併促進法に基づき「漁協合併基本計画」を、県では平成14年3月に沿海、霞ヶ浦及び北浦地区で各1漁協に合併することを目標とした「茨城県漁協組織・事業基盤強化基本方針」を策定し、漁協合併を推進してきましたが、実現には至っていません。

沿海地区では、漁協合併の際の障壁となる財務格差の実態調査や産地市場統合の可能性などについて実務者協議が行われ、北部・中部・南部の3地区で合併した後、県1漁協へ合併する方針が決められました。平成19年9月には南部地区の波崎漁協と波崎共栄漁協が合併し、「はさき漁協」が設立され、平成23年3月と10月に会瀬漁協と河原子漁協が久慈町漁協に吸収合併されました。

しかし、東日本大震災により、多くの組合で共同利用施設に被害が発生し、各々の復旧が優先されたことや、復旧事業が市町村主体に行われるケースが多かったことなどにより、これまで合併の検討が見送られてきました。

また、被災施設の復旧がほぼ完了した現在、施設の統合・整理を前提とする合併の協議は、より困難な状況となっております。

しかし、組合員の減少に歯止めがかからない現状において、組合員が安心して漁業を営むことが出来るよう、合併等による漁協組織の再編を進めていく必要があります。

(3) 合併等による漁協等の再編（霞ヶ浦北浦地区、内水面地区及び水産加工協）

霞ヶ浦地区では、平成22年1月に14漁協が合併して、「霞ヶ浦漁業協同組合」が設立されました。また、北浦地区では、平成14年6月に6漁協が合併して、「きたうら広域漁業協同組合」が設立されました。霞ヶ浦漁協ときたうら広域漁協では、引き続き、合併に加わらなかった霞ヶ浦地区の麻生漁協および北浦地区の潮来漁協との合併を含む霞ヶ浦北浦の漁協一本化を検討しています。

内水面では小規模な漁協が多いため、特に事務局機能の充実等が課題となっており、今後、組織再編を進めていく必要があります。

水産加工業協同組合では、霞ヶ浦北浦地区の5つの組合が合併して、平成17年8月に「霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合」が設立されました。また、沿海地区の組合についても、今後の組合員数減少に伴う経営悪化等に対応するため、合併等により経営基盤の強化を図る必要があります。

2 金 融

漁協系統信用事業においては、平成17年4月からのペイオフ凍結解除により、金融機関として社会的責任を果たすことが求められており、利用者である組合員等からは、これまで以上に財務内容や経営姿勢に対して厳しい目が注がれています。

このような状況下において、漁協系統信用事業の健全性を確保していくためには、体制の整備と事業実施基盤について適正な規模の確保が必要不可欠です。

茨城県信用漁業協同組合連合会（以下、茨城県信漁連）では、平成4年度から1県1信用事業統合体の実現に向けて取り組んできましたが、平成17年12月1日付けで磯崎漁協が信用事業を譲渡したことで、全国で13番目の1県1信用事業体が完成しました。

しかし、本県の漁協系統信用事業は、近年の魚価安などによって漁業経営が厳しい状況にあるため、貸出金は平成14年度末で86億円だったものが、平成26年度末には46億円まで減少しました。

一方で、東日本大震災以降、漁業近代化資金の貸付実績及び茨城県漁業信用基金協会の保証引受実績は、震災対応の水産関係無利子化事業、漁業者等緊急保証対策事業により回復傾向を示しておりますが、原発事故による根強い風評が残るなど、漁業経営を取り巻く状況は依然として厳しいものがあります。

その様な中、茨城県信漁連は、貸出金残高の減少や超低金利の下での運用利回り低下などによる収益の減少に加え、資産自己査定 of 厳格化などで厳しい経営環境にあることから、浜の信頼性の一層の強化、会員・漁業者の経営健全化、事業推進体制・運用体制の強化を事業展開の柱として、「JFマリンバンク基本方針」に基づき、自己資本の増強、貯金・貸出業務の推進、経費の節減等に取り組んでいます。

V 水産物の流通と水産加工

1 水産物の流通

産地地方卸売市場は、主力産地である平潟、大津、久慈、那珂湊、大洗、鹿島及び波崎の7ヶ所と、その他に小規模産地市場が開設されています。また、水産物（生鮮物、冷凍品、加工品等）を取り扱う消費地市場は、水戸市、土浦市など県内4ヶ所に開設されています。震災ならびに津波により、全壊・半壊・一部損壊を含めると全ての産地市場で被害がありましたが、漁港や市場施設の復旧にあわせ、順次再開されました。なお、原発事故による風評等により、一部の産地市場においては取扱数量が回復していない状況にあります。

県内の産地市場での取扱量の大部分を占めるいわし類、さば類は、主に波崎地区に水揚げされ、地元の加工業者によって冷凍加工されるとともに、サイズ等に応じて加工、あるいはそれぞれの仕向け先に出荷されています。かつおは主に他県所属船により那珂湊漁港に水揚げされ、その大半が県内に鮮魚として出荷されています。小型船の主要漁獲物であるしらすは、しらす干しに加工されて消費地市場等に出荷されています。底びき網や刺し網、釣りなどで漁獲されるひらめ、かれい等の中高級魚は、主に産地の仲買人を通じて県内及び首都圏方面の市場へ出荷されています。

本県は全国有数の漁獲量を誇りながらも、平成21年における水戸市公設地方卸売市場での鮮魚取扱金額のうち、茨城県産は10.1%と、県内流通が少ない状況でした。そこで、平成32年までに水戸市場における県内産水産物のシェアを16.0%まで引き上げることを目標に、市場流通の支援やいばらきの地魚取扱店認証制度*の推進など、県内や近県への流通強化に取り組んでいます。本県水産物のシェアは徐々に向上しており、平成26年の本県水産物のシェアは13.5%となりました。

*いばらきの地魚取扱店認証制度：一定以上、茨城県産水産物を取り扱う飲食店や宿泊業者、小売業者を、地魚が買える・食べられる「地魚取扱店」として認証する制度。

表13 平成26年の産地地方卸売市場における取扱状況

	平潟	大津	久慈	那珂湊	大洗	鹿島灘	波崎	計
取扱数量(トン)	1,366	1,881	549	1,179	3,615	1,339	20,335	30,264
取扱金額(百万円)	513	395	315	377	726	901	1,745	4,972

「販売流通課 地方卸売市場の概要」

表13-1 水戸市場における水産物の取扱量 単位:トン

		鮮魚	塩干加工品	冷凍品	総計
H25	取扱量	32,455	25,620	9,723	67,798
	うち茨城県産	3,995	6,627	1,055	11,677
	割合	12.3%	25.9%	10.9%	17.2%
H26	取扱量	34,936	25,115	9,311	69,362
	うち茨城県産	4,891	7,081	1,129	13,101
	割合	14.0%	28.2%	12.1%	18.9%

「水戸市公設地方卸売市場年報」

表13-2 水戸市場における水産物の取扱額 単位:千円

		鮮魚	塩干加工品	冷凍品	総計
H25	取扱額	20,065	16,642	5,878	42,585
	うち茨城県産	2,585	3,875	634	7,094
	割合	12.9%	23.3%	10.8%	16.7%
H26	取扱額	22,572	17,740	6,006	46,318
	うち茨城県産	3,041	4,347	753	8,141
	割合	13.5%	24.5%	12.5%	17.6%

「水戸市公設地方卸売市場年報」

国内の主要な消費地中央卸売市場（札幌，仙台，東京，横浜，名古屋，京都，大阪市）における本県産の鮮魚，加工品，冷凍品の水産物取扱量は震災前に比べ減少しており，上記市場における平成 26 年の茨城県産水産物の取扱総量は約 1 万 7 千トン（前年比 10.0 %減）で，震災前の平成 22 年に比べ 29.0%減となっています。

●資料編 5 - 4

2 水産加工

(1) 水産加工業の地域別特色

本県において水産加工業が主に営まれている地域は，大きく沿海と霞ヶ浦北浦に分かれます。

沿海では，かつてはどの地区でも前浜もののいわし，さば類，さんま等を原魚とした塩干や煮干し等の加工が行われていました。しかし，昭和 40 年代以降，那珂湊と大洗地区では経営の安定を図るために，漁獲の不安定な前浜ものから周年稼働体制が維持できる輸入原魚を用いた加工に転換が進みました。現在の両地区は，たこやししゃもなど全国でも有数の輸入原魚の加工産地となっています。

大中型まき網漁業の拠点である大津と波崎地区では，昭和 40 年代後半以降のさば，まいわしの豊漁に対応して養殖餌料向け冷凍加工が盛んに営まれていました。近年はまいわし生産量の減少により，加工生産が減少する一方，さばを主体とした付加価値の高い加工や，輸出の動きなどの変化が見られます。

霞ヶ浦北浦周辺では，古くから，湖で漁獲されるわかさぎ，はぜ，えび，しらうお等を使った佃煮や煮干し，焼き物などの加工が行われてきたことから，著名な佃煮産地が形成されています。

(2) 加工生産量の推移

本県の水産加工生産量は昭和 62 年の 50 万 6,000 トンをピークに、その後、まいわし、さばなどの水揚げ減等により、平成 12 年には 17 万 3,000 トンにまで落ち込みましたが、平成 15 年以降は回復傾向が見られ、20 万から 25 万トンで推移しました。平成 26 年は、東日本大震災に伴う風評の影響が残り、震災前の平成 22 年に比べ 24.3%減の約 17 万 6 千トン（前年比 24.5%増）となりました。

水産庁が平成 27 年 2 月に公表したアンケート調査では、生産施設が 8 割以上回復した本県加工業者は 66%であったのに対し、売り上げが 8 割以上回復した業者は 39%に留まりました。

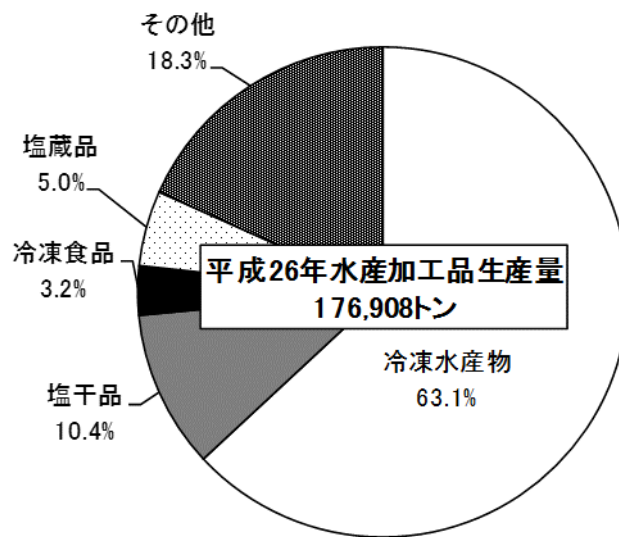


図30 主要項目別生産量の割合

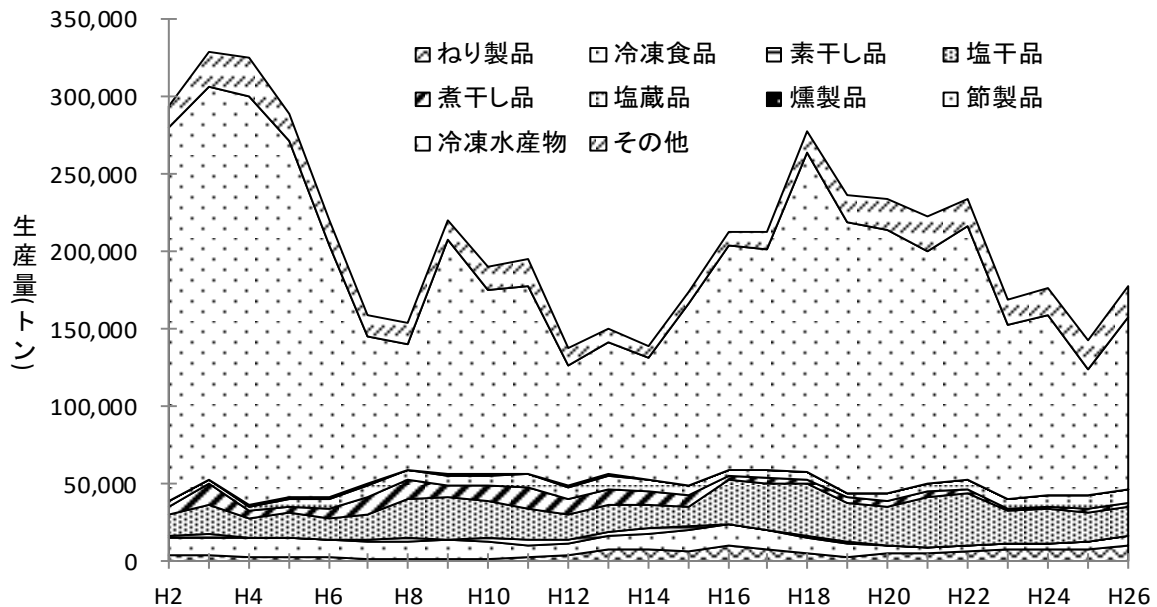


図31 水産加工品の生産量の推移

※燻製品は平成14年より統計値未発表

※平成14～20年の節製品は統計値未発表

※平成19年より、ねり製品はかまぼこ類のみ

VI 水産業協同組合等

1 水産業協同組合

水産業協同組合は、各種事業を通じて組合員の生産と生活の向上に寄与するとともに、漁村における地域社会の中核として多様な役割を担っています。

平成26年度末の組合数は、地区漁協が沿海地区10，霞ヶ浦地区2，北浦地区2，内水面地区15と業種別漁協3，水産加工協8の計40となっています。

地区漁協の事業実施状況は、沿海地区と霞ヶ浦北浦及び内水面地区では大きく異なっています。沿海地区の多くの組合は、購買・販売・共済事業を実施していますが、霞ヶ浦北浦及び内水面地区の大部分の組合では、指導事業が主体となっています。

本県の漁協は総じて規模が零細で、漁業不振等に伴う取扱い事業量の減少，組合員数の減少等により，その経営は厳しい状況が続いております。

(1) 共同利用施設

平成23年3月の東日本大震災により，漁協等が所有する共同利用施設が多数被害を受けました。特に市場施設，製氷施設，漁具倉庫といった組合の基本機能を担う施設が多く含まれ，被害を受けたのは沿海の10漁協が128施設，その他加工協や漁連等の施設が38施設の計166施設にのぼりました。

被災した施設は平成25年度までに概ね復旧しており，平成28年度に漁連の施設1件が復旧する見込みです。

表14 震災による共同利用施設の被災および復旧状況

漁協等	被災の概況		復旧件数					
	施設数	被災施設	H23	H24	H25	H26	H27	H28 (見込み)
平 潟	6	市場製氷施設等	13	2	1	0	0	0
大 津	26	市場製氷施設等	22	1	0	0	0	0
川 尻	7	市場漁具倉庫等	2	0	0	0	0	0
久 慈 町	10	市場漁船修理施設等	2	0	0	0	0	0
(会 瀬)	5	市場漁具倉庫等	1	0	0	0	0	0
(河 原 子)	5	市場漁具倉庫等	1	0	0	0	0	0
久 慈 浜 丸 小	6	市場漁船修理施設等	1	0	0	0	0	0
磯 崎	8	市場漁具倉庫等	10	0	0	0	0	0
那 珂 湊	14	冷凍冷蔵施設漁船修理施設等	12	1	1	0	0	0
大 洗 町	21	漁具倉庫漁船修理施設等	14	0	0	0	0	0
鹿 島 灘	9	市場漁具倉庫等	13	1	0	0	0	0
は さ き	11	市場製氷施設等	9	0	0	0	0	0
そ の 他	38	市場製氷施設給油施設等	21	2	1	0	0	1
計	166		121	7	3	0	0	1

※復旧件数は、県が助成し機能が復旧した施設及び機器数を計上。

※同一施設に複数の機器がある場合や、復旧見合わせ等により、被災施設数と復旧件数は一致しない場合がある。

※このほか、復興交付金事業や単独復旧事業は復旧件数に未計上。

(2) 合併等による漁協の再編（沿海地区）

漁協が、水産物の安定供給をはじめ、ますます多様化する水産業の諸課題に引き続き対応していくためには、漁協合併等による経営基盤の強化や事業コストの削減が不可欠となっています。

このため、漁協系統では、平成11年に漁協合併促進法に基づき「漁協合併基本計画」を、県では平成14年3月に沿海、霞ヶ浦及び北浦地区で各1漁協に合併することを目標とした「茨城県漁協組織・事業基盤強化基本方針」を策定し、漁協合併を推進してきましたが、実現には至っていません。

沿海地区では、漁協合併の際の障壁となる財務格差の実態調査や産地市場統合の可能性などについて実務者協議が行われ、北部・中部・南部の3地区で合併した後、県1漁協へ合併する方針が決められました。平成19年9月には南部地区の波崎漁協と波崎共栄漁協が合併し、「はさき漁協」が設立され、平成23年3月と10月に会瀬漁協と河原子漁協が久慈町漁協に吸収合併されました。

しかし、東日本大震災により、多くの組合で共同利用施設に被害が発生し、各々の復旧が優先されたことや、復旧事業が市町村主体に行われるケースが多かったことなどにより、これまで合併の検討が見送られてきました。

また、被災施設の復旧がほぼ完了した現在、施設の統合・整理を前提とする合併の協議は、より困難な状況となっております。

しかし、組合員の減少に歯止めがかからない現状において、組合員が安心して漁業を営むことが出来るよう、合併等による漁協組織の再編を進めていく必要があります。

(3) 合併等による漁協等の再編（霞ヶ浦北浦地区、内水面地区及び水産加工協）

霞ヶ浦地区では、平成22年1月に14漁協が合併して、「霞ヶ浦漁業協同組合」が設立されました。また、北浦地区では、平成14年6月に6漁協が合併して、「きたうら広域漁業協同組合」が設立されました。霞ヶ浦漁協ときたうら広域漁協では、引き続き、合併に加わらなかった霞ヶ浦地区の麻生漁協および北浦地区の潮来漁協との合併を含む霞ヶ浦北浦の漁協一本化を検討しています。

内水面では小規模な漁協が多いため、特に事務局機能の充実等が課題となっており、今後、組織再編を進めていく必要があります。

水産加工業協同組合では、霞ヶ浦北浦地区の5つの組合が合併して、平成17年8月に「霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合」が設立されました。また、沿海地区の組合についても、今後の組合員数減少に伴う経営悪化等に対応するため、合併等により経営基盤の強化を図る必要があります。

2 金 融

漁協系統信用事業においては、平成17年4月からのペイオフ凍結解除により、金融機関として社会的責任を果たすことが求められており、利用者である組合員等からは、これまで以上に財務内容や経営姿勢に対して厳しい目が注がれています。

このような状況下において、漁協系統信用事業の健全性を確保していくためには、体制の整備と事業実施基盤について適正な規模の確保が必要不可欠です。

茨城県信用漁業協同組合連合会（以下、茨城県信漁連）では、平成4年度から1県1信用事業統合体の実現に向けて取り組んできましたが、平成17年12月1日付けで磯崎漁協が信用事業を譲渡したことで、全国で13番目の1県1信用事業体が完成しました。

しかし、本県の漁協系統信用事業は、近年の魚価安などによって漁業経営が厳しい状況にあるため、貸出金は平成14年度末で86億円だったものが、平成26年度末には46億円まで減少しました。

一方で、東日本大震災以降、漁業近代化資金の貸付実績及び茨城県漁業信用基金協会の保証引受実績は、震災対応の水産関係無利子化事業、漁業者等緊急保証対策事業により回復傾向を示しておりますが、原発事故による根強い風評が残るなど、漁業経営を取り巻く状況は依然として厳しいものがあります。

その様な中、茨城県信漁連は、貸出金残高の減少や超低金利の下での運用利回り低下などによる収益の減少に加え、資産自己査定 of 厳格化などで厳しい経営環境にあることから、浜の信頼性の一層の強化、会員・漁業者の経営健全化、事業推進体制・運用体制の強化を事業展開の柱として、「JFマリンバンク基本方針」に基づき、自己資本の増強、貯金・貸出業務の推進、経費の節減等に取り組んでいます。

Ⅶ 漁業制度

1 漁業権漁業

漁業権とは、都道府県知事の免許を受け、一定の水面において排他的に一定の漁業を営む権利であり、「共同漁業権」、「区画漁業権」及び「定置漁業権」の3種類があります。また、免許期間は、10年（特定区画漁業権、定置漁業権及び内水面の第2種区画漁業権は5年）となっており、本県の場合には、制度上、茨城海区、霞ヶ浦北浦海区及び内水面の3つに分けられています。

これらの漁業権の多くは、平成25年に一斉に切替手続きが行われ、平成25年8月31日で有効期間が満了となる茨城海区の共同漁業権などの免許が切替となりました。この結果、茨城海区の共同漁業権は15件となり、その内訳は、あわび・はまぐり・わかめ漁業等を内容とする第1種共同漁業権が13件、雑魚建網漁業を内容とする第2種共同漁業権が1件、第1種及び第2種を合せ有する共同漁業権が1件です。この他、会瀬沖にぶりなど回遊魚を対象とした定置漁業権を1件免許しています。

霞ヶ浦北浦海区では、平成25年9月1日から雑魚張網漁業を内容とする第2種共同漁業権が18件、真珠養殖業を内容とする第1種区画漁業権が5件となり、平成26年9月1日からこいなど網いけす養殖業を内容とする第1種区画漁業権が16件の免許となっています。

内水面では、平成26年1月1日から第1種共同漁業権、第5種共同漁業権及び第2種区画漁業権の免許が切替わりました。この結果、第1種共同漁業権が6件、第5種共同漁業権が14件、第2種区画漁業権が1件となりました。また、この他、真珠養殖業を内容とする第1種区画漁業権が3件と、埼玉県、千葉県、東京都が免許している共同漁業権が1件ずつあります。

- 資料編 7-1, 7-2, 7-12~7-14, 7-16, 7-17

2 知事許可漁業

知事許可漁業には、小型機船底びき網漁業及び中型まき網漁業などのように、都道府県ごとに許可隻数の最高限度、合計総トン数の最高限度などについて農林水産大臣が統一的に規制し、その範囲内で知事が許可する法定知事許可漁業と、各都道府県ごとに漁業調整規則によって許可制としている知事許可漁業とがあります。

茨城海区では、19漁業種類について、平成28年7月1日現在、延べ2,871件許可（認可11件を含む）されていますが、その主なものは、機船船びき網漁業936件、小型機船底びき網漁業824件、せん・かご漁業363件、固定式刺網漁業326件、刺網漁業264件などであり、各経営体ともこれら漁業を組み合わせることで経営しているため、1人当たり数種の許可を受有しています。

霞ヶ浦北浦海区では、9漁業種類について、平成28年7月1日現在、延べ1,182件許可されています。その主なものは、さし網漁業536件、小型機船底びき網漁業511件、つけ漁業113件等です。

内水面では、13種類について、平成28年7月1日現在、延べ439件許可されていま

す。その主なものとしては、刺網 220 件、ふくろ網 147 件等です。

●資料編 7-3~7-6, 7-15, 7-18

3 大臣許可漁業及び大臣承認・届出漁業

平成 13 年 6 月に制定された水産基本法制定の趣旨を踏まえ、平成 14 年 8 月の一斉更新において、ほぼ 40 年ぶりに指定漁業の見直しが行われました。指定漁業として従来承認漁業であった北太平洋さんま漁業、日本海べにずわいがに漁業、いか釣り漁業が新たに追加された他、10 トン以上 20 トン未満の船舶で操業する近海・かつおまぐろ漁業も追加されました。

その後、平成 19 年、平成 24 年に一斉更新が行われ、本県における大臣許可件数（認可件数を含む。括弧内は内数で、認可件数）は、平成 28 年 7 月 1 日現在、遠洋かつお・まぐろ漁業 3 件、大中型まき網漁業 16(6)件、沖合底びき網漁業 8 件、北太平洋さんま漁業 2 件及び中型さけ・ます流し網漁業 1 件の合計 30(6)件です。

また、大臣届出漁業の届出件数は、平成 28 年 7 月 1 日現在、小型するめいか釣り漁業 13 件です。平成 26 年 4 月 1 日から太平洋広域漁業調整委員会の承認制漁業に移行した沿岸くろまぐろ漁業の承認件数は、平成 28 年 7 月 1 日現在、357 件です。

表15 海面における許可漁業等の件数（平成28年7月1日現在）

	漁業の名称	漁業種類 (地方名称)	トン数制限	件数
知事許可漁業 (定数漁業)	小型機船底びき網漁業	その他の小型機船底びき網漁業 (板びき網漁業)	5トン以上15トン未満	24
		その他の小型機船底びき網漁業 (えび板びき網漁業)	2トン以上5トン未満	193
	中型まき網漁業		5トン以上15トン未満	3
	機船船びき網漁業	しらすひき網漁業	5トン未満	271
	せん・かご漁業	沖合かご漁業	15トン未満	24
知事許可漁業 (非定数漁業)	小型機船底びき網漁業	その他の小型機船底びき網漁業 (自家用餌料板びき網漁業)	5トン未満	288
		手線第3種漁業(貝まき漁業)	5トン未満	319
	小型まき網漁業		5トン未満	4
	機船船びき網漁業	さよりひき網漁業	1トン以上5トン未満	348
		おきあみひき網漁業	1トン以上15トン未満	317
	さし網漁業	流し網漁業	5トン未満	264
	はえなわ漁業		5トン以上20トン未満	9
	地びき網漁業			39
	固定式さし網漁業		甲種:2トン未満	119
			乙種:2トン以上5トン未満	208
	せん・かご漁業	あなごせん漁業	15トン未満	163
		沿岸かご漁業	15トン未満	176
	あわび漁業			49
	潜水器漁業	あわび潜水器漁業		14
うに潜水器漁業			20	
かき潜水器漁業			19	
指定漁業 (大臣許可漁業)	遠洋かつお・まぐろ漁業		120トン以上	3
	大中型まき網漁業		15トン以上	16
	沖合底びき網漁業		15トン以上	8
	北太平洋さんま漁業		10トン以上	2
	中型さけ・ます流し網漁業		30トン以上	1
大臣届出漁業	かじき等流し網漁業		10トン以上	0
	沿岸まぐろはえ縄漁業		10トン以上20トン未満	0
	小型するめいか釣り漁業		5トン以上30トン未満	13
太平洋広域漁業調整委員会承認漁業		沿岸くろまぐろ漁業		357

※件数には、認可、試験操業を含む。

●資料編 7-7

4 漁獲可能量（TAC）及び漁獲努力可能量（TAE）制度

（1）漁獲可能量（TAC）及び漁獲努力可能量（TAE）制度の概要

平成 8 年（1996 年）に国連海洋法条約が批准され、平成 9 年（1997 年）1 月から新たな漁業管理制度として、年間の漁獲量の総量を管理する漁獲可能量（TAC：Total Allowable Catch）制度が導入されました。

さらに、平成 13 年 6 月には、根拠法令である海洋生物資源の保存及び管理に関する法律等が改正され、低位水準になっている水産資源を早急に回復させるための取り組みとして、新たに漁獲努力量（TAE：Total Allowable Effort）管理制度が加えられました。

①TAC 制度

漁獲可能量（TAC）を定める魚種（第 1 種特定海洋生物資源）は、①漁獲量、消費量が多い魚種、②資源状況が悪く、緊急に保存・管理を必要とする魚種、③我が国周辺水域で外国漁船によって漁獲されている魚種のうち、資源状況の明らかなものから選定され、さんま・すけとうだら・まあじ・まいわし・さば類（まさば及びごまさば）・ずわいがに・するめいかの計 7 種類です。

この制度では、まず、国（農林水産大臣）が総漁獲可能量と、大臣管理漁業ごと及び都道府県ごとの漁獲可能量の配分等を内容とする「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（以下「基本計画」）」を定めます。次に、知事は、国の基本計画で配分された県配分量（知事管理量）に基づいて、県の管理計画（県計画）を定めることとなっています。

本県では、平成 28 年の知事管理量として「ずわいがに」について「若干」の配分をうけ、県計画によって、この魚種を主に漁獲する小型底びき網漁業（地方名称 板びき網漁業）を管理対象漁業とすることを定めています。

表 16 過去 5 年の茨城県 TAC 配分量（知事管理量）（平成 28 年 7 月 1 日現在）

	H24	H25	H26	H27	H28
まあじ	—	—	—	—	—
まいわし	—	—	—	—	—
さば類	—	—	—	—	—
ずわいがに	若干	若干	若干	若干	若干
さんま	—	—	—	—	—
すけそうだら	—	—	—	—	—
するめいか	—	—	—	—	—

※「若干」は、近年の漁獲実績が多くないために数量で配分しないが、現状の漁獲努力量を増すことがないように努める必要があるもの。

②TAE 制度

TAC 制度が年間の漁獲量の総量を管理するのに対し、TAE 制度は、年間の漁獲努力量の総量、例えば出漁隻数や投網回数などを管理する制度です。TAE 制度による漁獲努力量の管理も TAC 制度と同様に、国（農林水産大臣）が定める基本計画並びに知事が国から配分された量（知事管理量）に基づいて定める県計画によって行われます。

TAE 制度の対象となる魚種（第 2 種特定海洋生物資源）は、現在、あかがれい、いかなご、さめがれい、さわら、とらふぐ、まがれい、まこがれい、やなぎむしがれい、やりいかの 9 種が指定されています。平成 15 年 3 月に「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」が作成されたことに伴い、本県に対しては、同年 5 月からやなぎむしがれいに関する TAE の配分がなされるようになり、5 トン以上の小型機船底びき網漁業を対象に管理が行われています。

なお、「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」は平成 23 年度をもって終了しましたが、平成 24 年度以降も引き続き、国が策定した「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」及び、県が策定した「茨城県資源管理指針」に基づき、各漁業団体が具体的な資源管理措置を内容とする資源管理計画を作成し、資源管理が行われています。

（2）漁獲可能量（TAC）及び漁獲努力可能量（TAE）制度の管理

①TAC の管理

当制度の円滑な進行・管理には、漁獲量（採捕量）の迅速かつ正確な把握が必要不可欠であり、本県では平成 8 年度に整備し、定期的に更新を行っている産地市場（10 漁協、11 ヲ所）と県及び国を結ぶコンピュータネットワークにより、リアルタイムに漁獲（採捕）データを収集しています。直近では平成 23 年度に産地市場 3 ヲ所、平成 24 年度に産地市場 8 ヲ所及び県水産試験場のシステムを更新しました。

表 17 本県配分に対する採捕実績（知事管理量）（平成 27 年漁期）

魚種	採捕量	管理期間
ずわいがに	0.0トン	平成27年7月～平成28年6月

※本県では平成 27 年の知事管理量として上記の魚種に対して「若干」の配分量を受けている。

表 18 全国における特定海洋生物資源の採捕実績（平成 27 年漁期）

魚種	漁獲可能量	採捕量	管理期間
さんま	264 千トン	113 千トン	平成 27 年 7 月～平成 28 年 6 月
すけとうだら	270.4 千トン	168 千トン	平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月
まあじ	242.7 千トン	142 千トン	平成 27 年 1 月～12 月
まいわし	435 千トン	309 千トン	平成 27 年 1 月～12 月
さば類	905 千トン	509 千トン	平成 27 年 7 月～平成 28 年 6 月
するめいか	425 千トン	106 千トン	平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月
ずわいがに	5,223.1 トン	3,974 トン	平成 27 年 7 月～平成 28 年 6 月

②TAE の管理

平成 27 年の北部太平洋におけるやなぎむしがれいの TAE は、4～6 月の 3 ヶ月間に 69,346 隻日で、このうち本県の配分は知事管理分（小型底曳網）が 1,920 隻日、実際の努力量は、全体で 6,292 隻日、本県知事管理分（小型底曳網）分は 702 隻日、それぞれ消化率は 9.1%、36.6%でした。

●資料編 7－8， 7－9

5 遊漁関係

（1）遊漁船業

「遊漁船業の適正化に関する法律」が改正（平成 15 年 4 月 1 日）され、届出制から登録制となりました。これにより、損害賠償責任保険への加入や遊漁船業務主任者の選任、業務規程の作成・届出が義務付けられています。

海面での業者数は 168 業者 183 隻、霞ヶ浦北浦での業者数は 7 業者 7 隻となっています（平成 28 年 7 月 1 日現在）。このうち、147 業者（88%）が漁業協同組合員で、190 隻のうち 160 隻（84%）が漁船であり、多くの業者が、漁業と遊漁船業を兼業しています。

●資料編 7－10， 7－11

VIII 原発事故への対応

1 出荷制限

平成 23 年 3 月 22 日、厚生労働省から水産物のモニタリング強化の通知が出され、県及び関係漁協は、水産物の検査に取り組みました。県では水産物の検査体制を充実するため、平成 23 年 11 月には水産試験場に NaI 検査機器を導入するとともに、漁業調査船「いばらき丸」、「ときわ」、「あさなぎ」によるサンプリングや、漁業者によりサンプリングされた検体を合わせ、平成 28 年 12 月までに計 173 種、14,186 検体の検査を行いました。その結果は県ホームページで公開するとともに、出荷業者が必要とする検査証明書発行の対応を行いました。

また、平成 24 年 4 月 1 日より、食品衛生法第 11 条第 1 項に基づき、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び告示の改正」に対応するため、平成 24 年 3 月 14 日に開催した沿海漁協組合長会議において、海産魚介類については、国が新たに定める基準値（100Bq/kg）を超える魚介類が市場に流通しないよう以下のとおり対応することを決定し、平成 24 年 3 月 27 日から県及び沿海漁協は取り組んでいます。

○県及び漁業者の対応について(海産魚介類)

①100Bq/kg を超過した魚種

平成 24 年 3 月以降、新基準値を超えた魚種は、県の自粛要請に基づき出荷・販売を自粛する。自粛区域は、県内全域。

②50Bq/kg 超 100Bq/kg 以下の魚種

平成 24 年 3 月以降、基準値を超える可能性のある魚種は、自主的に生産を自粛する。自粛区域は、北部（日立市以北）、県央部（東海村から大洗町）、南部（銚田市以南）の各海域。

③50Bq/kg 以下の場合

通常どおり出荷・販売を行う。

④解除に向けた対応

検査期間：1 カ月

検査回数：海域毎に 3 カ所以上

解除：海域毎に解除

新基準値が施行された平成 24 年 4 月 1 日以降、本県海産・淡水産魚介類はひらめやすずきなど 10 魚種に対し原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づく出荷制限が指示されることとなりました。さらに、県の出荷自粛要請や業界が自主的に生産を自粛する魚種を含めると、平成 24 年 5 月に 31 の魚種について操業が制限されることとなりました。その後、しらす、いか、たこ等は不検出が続き、残る魚介類も検査の値は低下傾向にあり、平成 28 年 12 月には 5 種まで減少しています。

表19 出荷制限、生産自粛を受けた魚種数の月別推移(海産・淡水産魚介類)

項目/年・月	H23			H24									H25			H26					H27				H28				
	4	9	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	3	6	12	2	3	5	7	11	2	3	7	10	1	5	8	11
国規制	-	-	-	-	6	7	8	9	9	9	9	10	10	10	10	10	10	9	9	8	7	6	6	3	2	2	2	2	2
うち海産魚	-	-	-	-	4	4	5	6	6	6	6	7	7	7	7	7	7	6	6	5	4	4	4	1	-	-	-	-	
うち淡水魚	-	-	-	-	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	
県要請等	1	2	2	13	12	11	10	8	8	8	7	7	6	4	4	4	3	4	4	4	4	4	3	1	1	1	1	1	1
うち海産魚	1	2	2	13	8	8	7	5	5	5	4	4	3	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
うち淡水魚	-	-	-	-	4	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	3	3	3	3	3	2	-	-	-	-	-	
業界自粛	-	-	-	8	9	13	12	11	12	11	9	9	9	8	9	8	9	9	9	8	8	8	8	7	7	7	6	5	2
合計	1	2	2	21	27	31	30	28	29	28	25	26	25	22	23	22	22	23	22	21	20	19	17	14	11	10	9	8	5

国の出荷制限の解除

平成 23 年 4 月 4 日付け原子力災害対策本部作成の「検査計画，出荷制限等の品目・区域の設定解除の考え方（平成 25 年 3 月 19 日一部改訂）」（国のガイドライン）に基づき，解除要件を満たした魚介類については，県が原子力災害対策本部長へ解除申請し，それを国が認めた場合は解除となります。

解除の要件は以下のとおりです（※国のガイドラインより抜粋）。

i 沿岸性魚種，回遊性魚種

解除しようとする区域から，原則として概ね 1 週間に 1 回（ただし，検体が採取できない場合はこの限りではない），複数の場所で，少なくとも 1 ヶ月以上検査を実施し，その結果が安定して基準値を下回っていること。

ii 内水面魚種

天候等による汚染状況の変動を考慮し，解除しようとする区域から，原則として概ね 1 週間に 1 回（ただし，検体が採取できない場合はこの限りではない），複数の場所で，少なくとも 1 ヶ月以上検査を実施し，その結果が安定して基準値を下回っていること。

2 損害賠償

東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散により，国出荷制限指示などによる休漁や操業海域の制限，風評により被った損害については，東京電力(株)から適切かつ迅速に補償がなされるよう，漁業及び水産加工業団体が行う損害賠償額請求に対して支援を行いました。

3 風評被害とその対応

平成 23 年 4 月にコウナゴから暫定規制値を超える値が検出された際には，底びき網やまき網漁獲物の価格が一時的に暴落しました。県では，市場関係者や大手量販店のバイヤー等に対し，県産水産物の放射性物質の検査体制や安全性を説明し，県産水産物の適正な流通について要請を継続してきました。また，漁業者や水産加工業者等は消費者に直接アピールするため，様々なイベントへの出展や，カスミやイオン等量販店の協力を得て，しらす干しや鮮魚等の販売キャンペーンを実施してきました。このような地道な活動により，平成 24 年秋以降，県産水産物の取扱いは回復してきています。

こうした中，県では，平成 26 年 2 月に，関東 1 都 4 県（東京都，埼玉県，栃木県，群馬県，茨城県）でインターネットによる消費者意識調査を実施しました。県産水産物の買い控えについてたずねたところ，「今も控えている人」は 9.6～12.4%（平均 10.8%）いることがわかりました。また，震災後，県産水産物を買って控えた人の 53.0～63.9%（平均 57.7%）は，すでに買い控えをやめていることもわかりました。

また，平成 26 年度には，風評払拭と産地イメージの向上を図るため，関東 1 都 4 県の量販店（イオン，カスミ，サンユーストアー，結城ショッピングセンター，ベイシア）でプレゼントキャンペーンと連動した「いばらき水産物フェア」を延 84 店舗，183 日規模で実施しました。一部店舗では，漁業関係者による試食販売が実施され，延 26 名が活動しました。平成 27 年度と 28 年度も継続してフェアとキャンペーンを行い，産地イメージの定着や消費喚起を図っています。

Ⅸ 平成 27 年度に講じた水産業振興施策の概要

『高品質な水産物を提供する元気ないばらき水産業づくり』 <主要事業>

(千円)

施策名	事業名（「新」：新規）	課名	当初予算額
夢のある いばらき 漁業の構 築	漁業近代化資金利子補給	漁政課	19,102
	水産振興資金貸付金(漁業資金)	漁政課	236,000
	漁業経営対策資金利子助成	漁政課	2,676
	耳石解析によるイワシ・サバ類仔稚魚期の成長履歴及び低次生産に対する成長応答解明研究	漁政課	12,693
	「新」 茨城県産アワビの資源量把握手法に関する研究	漁政課	3,023
	漁獲可能量(TAC)管理体制整備事業費	漁政課	3,362
	資源管理型漁業推進対策事業費	水産振興課	1,265
	栽培漁業事業費	水産振興課	210,380
	広域漁場整備事業費	水産振興課	69,000
	漁場復旧対策支援事業費	水産振興課	16,300
	漁業後継者対策事業費	漁政課	908
交流・連 携による 地域の活 性化	水産行政企画調整費 (いばらきの農産物販売力強化事業)	漁政課	1,517
	「新」 県産水産物販売促進事業費(H26補正, 地魚プレゼント)	販売流通課	9,320
	県産水産物販売促進事業費	販売流通課	10,237
	水産振興資金貸付金(加工資金)	漁政課	3,500
	加工原料等安定確保支援事業費	漁政課	464,000
	「新」 農産物等輸出促進事業費	漁政課	10,000
	水産加工経営改善促進資金利子補給	販売流通課	500
	津波防災対策緊急整備事業費	漁政課	801
	プレジャーボート係留管理事業費	水産振興課	1,793,230
	漁業調整費	水産振興課	5,448
		漁政課	4,143
消費者に 信頼され る水産物 の提供	水産公共施設災害復旧費	水産振興課	2,281,925
	広域漁港整備事業費	水産振興課	828,000
	拠点漁港等復興対策費	水産振興課	834,300
	県単水産公共施設災害復旧費	水産振興課	732,680
	「新」 津波防災対策緊急整備事業費(再掲)	水産振興課	1,793,230
	漁場環境調査対策事業費	漁政課	806
	水産物安全確認モニタリング調査事業費 (農林水産物モニタリング強化事業費)	漁政課	10,000
	「新」 県産水産物販売促進事業費(H26補正)(再掲)	産地振興課	22,530
	販売流通課	10,237	
	漁政課	3,500	
霞ヶ浦北 浦・内水 面の水産 業の振興	漁業による水質浄化機能促進事業費	漁政課	10,955
	内水面漁業振興対策費	水産振興課	2,631
	漁場環境保全創造事業費	水産振興課	96,767
	漁場環境・生態系保全活動支援事業費	水産振興課	1,824
	「新」 遊漁振興による地域観光PR強化支援事業費(H26補正)	水産振興課	2,993

1 夢のあるいばらき漁業の構築

(1) 漁業経営の安定

被災した漁業者等のエンジン等設備更新のための借入金に対し利子補給を行い、漁船設備の近代化と経営の安定化を支援しました。

(2) 水産資源の持続的利用と漁場の整備

栽培漁業センターでアワビやヒラメなどの種苗生産・放流を行うとともに、鹿島灘はまぐりなどの種苗生産技術開発を行い、水産資源の安定供給に努めました。

水産資源の維持については、漁獲可能量(TAC)及び漁獲努力量(TAE)制度により、国が定めた魚種のうち、県に割り当てられた配分量や管理方法等について適切な管理に努めました。

また、海面等漁業取締りを行い、水産資源の保護と漁業秩序の維持を図りました。

東日本大震災の津波により漁場内に流出した瓦礫等の障害物を撤去するとともに、日立市川尻沖に人工礁漁場を造成しました。

(3) 担い手の確保・育成

漁業就業者確保育成センターを運営するとともに、漁業者や漁協女性部の生しらす等の直販事業や、漁業士の県産水産物の安全性や美味しさをアピールする活動を支援しました。

2 交流・連携による地域の活性化

(1) 前浜のにぎわい創出

地魚や水産加工品など水産資源を活用し、県内外からの誘客促進による地域活性化に取り組みました。

(2) 水産加工業の振興

水産加工業者等が加工原料を調達するための低利融資が受けられるよう、茨城県信漁連に資金を預託するとともに、東日本大震災により生じた遠隔地からの加工原料確保に伴う経費及び取引先の回復・創出事業を支援し、水産加工業者の経営安定と水産物の安定供給を図りました。

(3) 海遊業の振興

遊漁船業法に基づく遊漁船業者の登録を行うとともに、ヒラメ釣りやトローリング大会などに対し、漁業との調整を行いました。

また、潮干狩り等遊漁者に対して、ルールの啓発を行いました。

3 消費者に信頼される水産物の提供

(1) 漁港の機能復旧

被災した県管理9漁港、2漁港海岸のうち、平成27年度末までに、8漁港、2漁港海岸の復旧が完了するとともに、再度の地震津波にも壊れにくい構造に強化した岸壁等を整備しました。

(2) 安全安心な水産物の提供

漁業調査船「いばらき丸」などを使用し、本県水産物のモニタリング検査ならびに迅速な検査結果の公表を行うとともに、首都圏の量販店における水産物フェアやプレゼントキャンペーンを実施し、消費者や市場関係者等に対して本県水産物の安全性のPRと風評の払拭及び販売促進に取り組みました。

(3) 地魚の県内供給強化と情報発信

県産水産物の消費拡大や地産地消を図るために創設した「いばらきの地魚取扱店認証制度」を推進するとともに、ホームページの充実や販促資材の作成を支援しました。

4 霞ヶ浦北浦・内水面の水産業の振興

(1) 霞ヶ浦北浦の水産業の振興

養殖業者に対し、意向調査を実施し、振興策を検討するとともに、プロバイオティクス乳酸菌を用いた現地試験に取り組みました。

若手漁業者によって構成される「霞ヶ浦水産研究会」が設立され、同会によるワカサギの活魚出荷等の新たな販路開拓の取組を支援しました。

霞ヶ浦北浦の魚介類の放射性物質モニタリング検査ならびに迅速な検査結果の公表を行いました。

(2) 霞ヶ浦北浦の漁場環境保全

漁業により混獲される外来魚などの未利用魚を回収することにより、魚体を通じ窒素やリンを回収し、水質浄化と漁業被害の軽減に努めました。

水産資源の回復と漁場環境の改善を図るため、北浦の三和地先に水生植物帯を造成するとともに、水生植物帯の保全活動を行う団体を支援しました。

(3) 内水面の水産資源の有効活用

澗沼産ヤマトシジミや久慈川のアユなどの増殖研究に取り組みました。

また、アユ等主要魚種放流に対し助成するとともに、河川に遡上したサケの活用方法を検討するため、久慈川及び那珂川における一般者によるサケ釣り調査事業の取組を支援しました。さらに、本県に回帰するサクラマス資源の底上げを図り、本県内水面の漁業振興を図るため、久慈川及び那珂川にサクラマス幼魚を重点放流するとともに本県の遊漁情報を発信する取組に対し助成しました。